

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月26日
【事業年度】	第21期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
【会社名】	グリーホールディングス株式会社 （旧会社名 グリー株式会社）
【英訳名】	GREE Holdings, Inc. （旧英訳名 GREE, Inc.） （注） 2024年9月27日開催の第20回定時株主総会の決議により、2025年1月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長最高経営責任者 田中 良和
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目11番1号
【電話番号】	03-5770-9500
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員最高財務責任者 大矢 俊樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目11番1号
【電話番号】	03-5770-9500
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員最高財務責任者 大矢 俊樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月	2025年6月
売上高 (百万円)	63,210	74,906	75,440	61,309	57,111
経常利益 (百万円)	11,098	14,106	13,086	7,123	3,760
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	13,533	10,121	9,278	4,630	1,194
包括利益 (百万円)	17,960	7,741	5,710	4,509	650
純資産額 (百万円)	120,212	90,930	92,549	95,530	93,647
総資産額 (百万円)	141,389	116,730	124,806	128,788	132,897
1株当たり純資産額 (円)	567.43	521.76	539.35	555.13	542.93
1株当たり当期純利益金額 (円)	61.44	54.58	54.07	27.10	6.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	61.21	54.01	53.47	26.79	6.90
自己資本比率 (%)	84.6	77.4	73.7	73.7	70.0
自己資本利益率 (%)	11.6	9.6	10.2	5.0	1.3
株価収益率 (倍)	9.57	15.10	11.80	19.67	74.64
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,846	13,218	4,590	3,502	674
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,217	5,299	439	23	312
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,013	37,516	3,264	999	6,023
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	94,824	66,624	74,293	77,288	83,901
従業員数 (名)	1,543	1,560	1,610	1,580	1,489
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔1,069〕	〔1,080〕	〔1,166〕	〔1,032〕	〔957〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

- 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。
- 第18期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第18期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 第18期の期首より、投資事業に係る収益及び費用等の処理方法に係る会計方針の変更を行っており、第17期の主要な経営指標等については、当該会計方針の変更を反映し、遡及適用後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2021年 6 月	2022年 6 月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高	(百万円)	22,560	14,919	11,949	9,617	6,012
経常利益	(百万円)	8,810	7,732	5,218	5,843	5,554
当期純利益	(百万円)	12,115	5,984	2,958	4,779	3,609
資本金	(百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数	(株)	242,249,700	179,749,700	179,749,700	179,749,700	179,749,700
純資産額	(百万円)	116,703	83,155	61,701	64,082	65,917
総資産額	(百万円)	135,373	101,270	92,514	97,114	103,782
1株当たり純資産額	(円)	551.02	447.20	358.89	371.82	381.79
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	12.50 (-)	11.00 (-)	11.00 (-)	16.50 (-)	14.50 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	55.00	32.27	17.24	27.98	21.08
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	54.79	31.93	17.05	27.66	20.84
自己資本比率	(%)	85.8	81.6	66.2	65.5	63.0
自己資本利益率	(%)	10.6	6.0	4.1	7.7	5.6
株価収益率	(倍)	10.69	25.53	37.01	19.05	24.72
配当性向	(%)	22.7	34.1	63.8	58.9	68.8
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	399 〔489〕	365 〔466〕	363 〔484〕	328 〔247〕	123 〔176〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	130.0 (127.3)	183.4 (125.5)	145.6 (157.8)	126.4 (198.2)	126.9 (206.3)
最高株価	(円)	648	1,285	946	656	628
最低株価	(円)	435	573	628	454	401

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定における期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。
4. 第18期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第18期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 第18期の期首より、投資事業に係る収益及び費用等の処理方法に係る会計方針の変更を行っており、第17期の主な経営指標等については、当該会計方針の変更を反映し、遡及適用後の指標等となっております。
6. 第21期より、持株会社体制へ移行したことに伴い、GREE Platform事業、開発共通部門の一部及びそれらに従事する従業員を新設した事業子会社へ承継させたため、従業員数が第20期に比べ大幅に減少しております。

2【沿革】

年月	概要
2004年12月	東京都港区白金台にグリー株式会社（現：グリーホールディングス株式会社）を設立（資本金1,000万円）
2005年2月	グリー株式会社（現：グリーホールディングス株式会社）を存続会社として、グリー株式会社（東京都三鷹市）を吸収合併
2006年11月	KDDI株式会社と共同で、auユーザー向けソーシャル・ネットワーキング・サービス「EZ GREE」（現「GREE」）の提供を開始
2007年2月	モバイル版「GREE」が、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現：株式会社NTTドコモ）の「iモード」において公式サービスとなる
2007年4月	「EZ GREE」（現「GREE」）にて有料課金サービス提供開始
2007年5月	iモードユーザー向けモバイル版「GREE」にて有料課金サービス提供開始
2007年8月	モバイル版「GREE」が、ソフトバンクモバイル株式会社（現：ソフトバンク株式会社）の「Yahoo!ケータイ」において公式サービスとなる
2008年8月	Yahoo!ケータイユーザー向けモバイル版「GREE」にて有料課金サービス提供開始
2008年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2010年6月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2010年6月	GREE Platformサービス提供開始
2010年7月	本社を東京都港区六本木六丁目に移転
2010年12月	「GREE Platform for Smartphone」サービス提供開始
2011年1月	米国におけるインターネット事業を行うため、米国子会社GREE International, Inc.を設立
2011年1月	インターネット広告事業を行うため、株式会社アトランティス（現：グリーエックス株式会社）を子会社化
2011年4月	米国におけるインターネット事業強化のため、OpenFeint Inc.を子会社化
2012年10月	ソーシャルゲームの開発力強化のため、株式会社ポケラボを子会社化
2014年2月	ソーシャルゲームの開発力強化のため、株式会社Wright Flyer Studios（現：株式会社WFS）を設立
2015年5月	米国子会社OpenFeint Inc.を清算
2015年10月	ゲーム運営事業へ本格参入のため、ファンプレックス株式会社（現：グリーエンターテインメント株式会社）を設立
2016年8月	米国子会社GREE International Entertainment, Inc.を設立し、GREE International, Inc.の事業を引き継ぎ
2018年4月	メタバース事業を運営する株式会社Wright Flyer Live Entertainment（現：REALITY株式会社）を設立
2018年5月	米国子会社GREE International Entertainment, Inc.を清算
2018年8月	株式会社Wright Flyer Live Entertainment（現：REALITY株式会社）、世界初のVTuber専用ライブ配信プラットフォーム「REALITY」提供開始
2020年3月	ベンチャーキャピタル事業を行うグリーベンチャーズ株式会社を設立
2020年7月	当社ゲーム事業におけるWright Flyer Studios 事業を当社完全子会社である株式会社WFSに吸収分割
2020年9月	監査等委員会設置会社に移行
2021年7月	当社ゲーム事業におけるスマートフォンゲーム事業及びライセンス事業を、当社の完全子会社であるファンプレックス株式会社に吸収分割、ファンプレックス株式会社はグリーエンターテインメント株式会社に社名変更
2022年3月	本社を六本木ヒルズゲートタワーに移転
2022年4月	東京証券取引所プライム市場に移行
2023年1月	VTuber事業を展開するREALITY Studios株式会社を設立
2023年9月	株式会社セコイアが株式交付制度により当社の親会社へ該当
2025年1月	持株会社体制へ移行し、グリー株式会社はグリーホールディングス株式会社に社名変更
2025年1月	当社GREE Platform事業及び開発共通部門の一部を当社完全子会社である株式会社グリーに吸収分割

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社24社の計25社で構成され、ゲーム事業、メタバース事業、IP事業、DX事業、投資事業を展開しております。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)セグメント情報 1. 報告セグメントの概要(報告セグメントの変更に関する事項)」に記載のとおりであります。

(1)ゲーム事業

WFSでは各種スマートフォンゲームの開発・運営を行い、多数の人気タイトルを国内及びグローバルに配信しており、GREE Studiosではコンシューマゲームの企画・開発を展開しております。また、グリーではソーシャルゲームプラットフォーム「GREE」の運営・開発を行っております。

(2)メタバース事業

スマートフォン向けメタバース「REALITY」の開発・運営や多彩なタレントをマネジメント・プロデュースするVTuber事務所の運営等を行っております。

(3)IP事業

アニメやマンガといったコンテンツ領域でコンシューマ向け及び法人向け事業を幅広く展開しております。

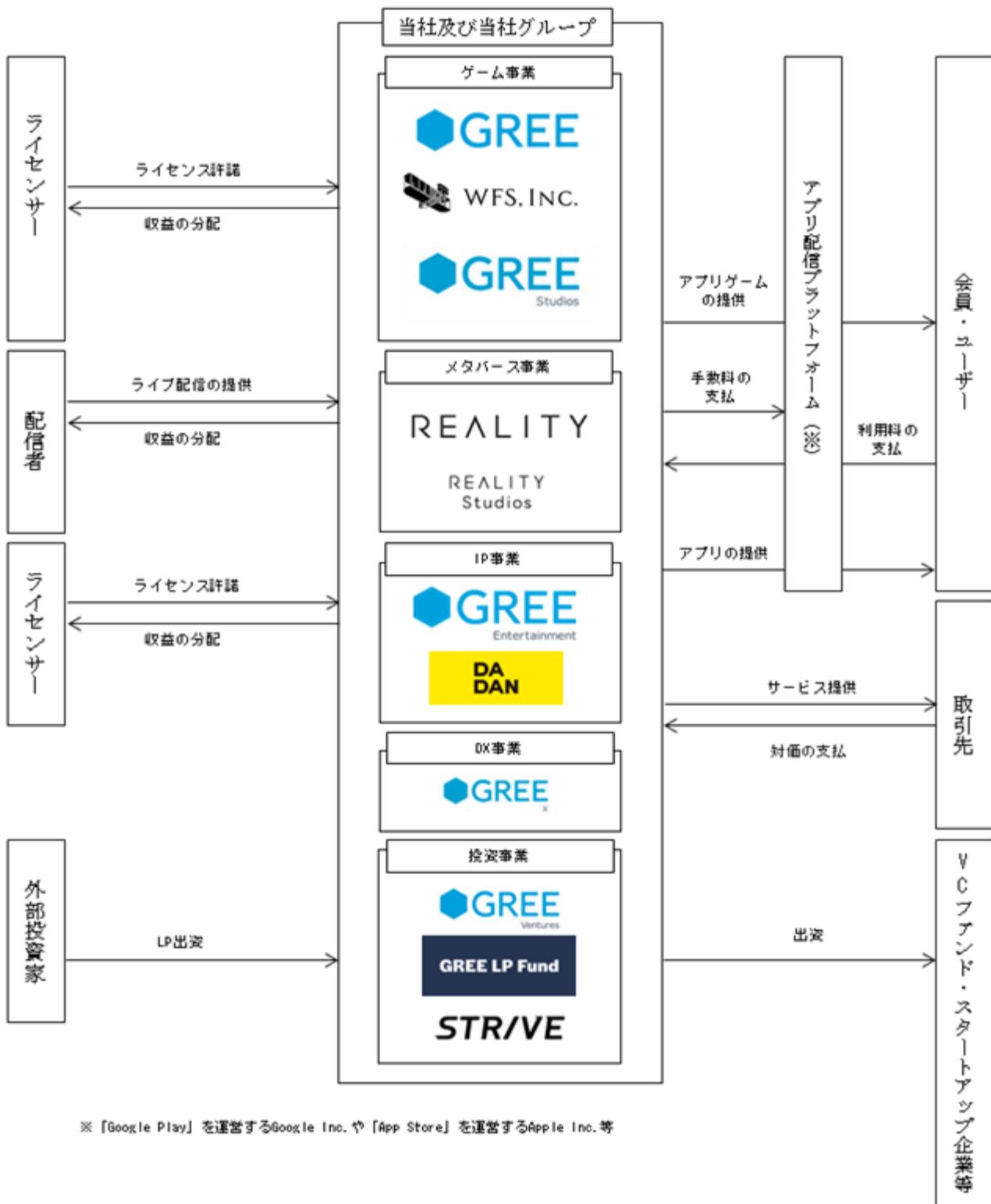
(4)DX事業

長期にわたりインターネット事業を展開する当社グループだからこそできる、マーケティング領域を中心としたクライアント企業のDX支援や各種SaaSの展開等を行っております。

(5)投資事業

「ベンチャーキャピタル投資」「スタートアップ投資」の2つを通じて、日本国内並びに海外のインターネット・IT領域を中心に投資し、ITによるイノベーションに貢献し、新たな価値創造に取り組んでおります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関係内容
(親会社) 株式会社セコイア (注)1	東京都港区	3	不動産投資及び有価証券投資	被所有 53.6	従業員の出向
(連結子会社) 株式会社WFS (注)2、3	東京都港区	100	ゲーム事業	所有 100.0	役員の兼任3名 資金の預り
(連結子会社) 株式会社グリー (注)3、6	東京都港区	101	GREE Platform事業	所有 100.0	役員の兼任3名 資金の預り
(連結子会社) REALITY株式会社 (注)2、3	東京都港区	10	メタバース事業	所有 100.0	役員の兼任3名 資金の貸付
(連結子会社) グリーエンターテインメント株式会社 (注)3	東京都港区	101	IP事業	所有 100.0	役員の兼任2名 資金の預り
(連結子会社) グリーエックス株式会社 (注)3、7	東京都港区	100	DX事業	所有 100.0	役員の兼任1名 資金の貸付

(注)1. 当社代表取締役会長兼社長田中良和が議決権の100%を直接保有しております。

2. 株式会社WFS及びREALITY株式会社は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社WFS

主要な損益情報等	(1) 売上高	27,956百万円
	(2) 経常利益	2,243百万円
	(3) 当期純利益	1,798百万円
	(4) 純資産額	7,841百万円
	(5) 総資産額	11,415百万円

REALITY株式会社

主要な損益情報等	(1) 売上高	7,061百万円
	(2) 経常利益	1,588百万円
	(3) 当期純利益	944百万円
	(4) 純資産額	875百万円
	(5) 総資産額	1,770百万円

3. 特定子会社に該当しております。

4. 上記に含まれない連結子会社は19社、持分法適用会社は1社であります。

5. 株式会社ポケラボは、2025年1月1日付けで株式会社WFSを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

6. 2024年8月21日に株式会社グリーを設立し、同社を連結の範囲に含めております。

7. Glossom株式会社は、2025年2月1日付けでグリーエックス株式会社へ商号を変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）	
ゲーム事業	749	〔577〕
メタバース事業	158	〔87〕
IP事業	45	〔13〕
DX事業	323	〔136〕
投資事業	9	〔2〕
報告セグメント計	1,284	〔815〕
その他	82	〔21〕
全社(共通)	123	〔121〕
合計	1,489	〔957〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（常駐の委託社員を含む）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
123 〔176〕	40.2	6.9	8,653

セグメントの名称	従業員数（名）	
ゲーム事業	-	〔55〕
全社(共通)	123	〔121〕
合計	123	〔176〕

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（常駐の委託社員を含む）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

4. 持株会社体制へ移行したことに伴い、ゲーム事業に従事する従業員は新設した事業子会社へ承継させたため、2025年6月30日現在において同事業に所属する臨時雇用者はおりません。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合はありませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.、3.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
14.3	-	-	-	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、公表状況に応じ、公表されていない指標を「-」と表記しております。

3. 労働者の男女の賃金の差異については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務に基づく公表項目として選択していないため、「-」と表記しております。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.、3.		
			全労働者	うち正規雇用者	うちパート・有期労働者
株式会社WFS	7.8	71.4	77.7	80.7	96.9
株式会社グリーン	21.1	-	-	-	-
REALITY株式会社	25.0	-	-	-	-
グリーンエックス株式会社	18.8	-	-	-	-
株式会社ExPlay	40.0	-	-	-	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、同規定による公表義務の対象でない会社については、公表状況に応じ、公表されていない指標を「-」と表記しております。

3. 正規雇用労働者の男女の賃金格差については、男女の賃金に対する女性の賃金に差は無く、グレード別人数構成の差によるものであります。なお、労働者の男女の賃金の差異を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定による公表義務に基づく公表項目として選択していない会社については、「-」と表記しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションとして掲げ、インターネットの新たな可能性を開拓することを通じて、世の中に新しい価値を提供し続けていくことを目指しております。当社グループは、このような経営の基本方針に基づいて事業を展開しながら、企業価値並びに株主価値の増大を図ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが重視している経営指標は、売上高及び営業利益であります。また、これらを支える営業上の指標として、ユーザー数、ユーザー当たり売上高等を重視しております。

(3) 経営環境

我が国における個人のスマートフォン保有率は前年比1.6ポイント増の80.5%（出典：総務省「令和6年通信利用動向調査の結果」）と伸び、また2024年の国内ゲームコンテンツの市場規模も前年比3.4%増の2兆3,961億円（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2025」）となりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、新たな収益源の確保を重要課題としており、以下の対処すべき課題を認識しております。

ゲーム事業

ゲーム事業は、既存タイトルの長期安定運用と収益性の改善を通じて収益基盤を強化するとともに、新規ヒットタイトルの安定的な創出を目指してまいります。あわせて、自社開発だけでなく開発受託案件やコンシューマゲームの企画・開発等も積極的に推進し、マルチプラットフォーム展開を基本とした開発体制を強化することで、収益機会の最大化を図ってまいります。

メタバース事業

メタバース事業は、収益力の強化と成長に向けた投資の両立を継続してまいります。スマートフォン向けメタバース「REALITY」は収益力強化を一層推進し、事業の安定的な成長を目指してまいります。また、成長著しいVTuber事業は、国内外でのタレント育成・発掘及びコンテンツ拡充への投資を継続し、更なる事業規模の拡大と新たな収益機会の創出に取り組んでまいります。

IP事業

IP事業は、継続的な成長の柱とすべく、長年にわたる実績を有するアニメ事業等でIPを獲得・創出し、マーチャンダイジング事業等の新規事業においてIPを活用するサイクルを拡大させ、事業規模の拡大を目指してまいります。

DX事業

DX事業は、グループ全体の利益基盤を底堅く支え継続的に成長する姿を目指し、DXソリューション事業とDXコンサルティング事業の2軸で、リカーリング型収益モデルへの転換を加速させてまいります。

投資事業

投資事業は、安定的な利益貢献を目指し、インターネット・IT領域を中心に投資する国内外の主要ベンチャーキャピタル及びスタートアップへの投資を中長期で継続して取り組んでまいります。

組織体制の強化と内部統制及びリスクマネジメント体制の強化

当社グループは、更なる事業成長のため各事業分野で活躍できる優秀な人材の採用及び育成に取り組んでまいります。また、各事業セグメントにおいて潜在する各種リスク群も踏まえて、リスクマネジメント体制の充実及び一層の強化を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

当社グループは、その存在意義を「インターネットを通じて、世界をより良くする。」と定め、当社の持つノウハウや利益を社会に還元することで、活力ある社会の実現に寄与します。また、当社は、その目指す姿を「毎日を楽しく幸せに、社会を自由で効率的に。」と定め、すべてのお客さまに便利で役に立つサービスを提供することで、豊かで笑顔溢れる社会の実現に寄与します。当社は、社会が持続可能で、誰もが豊かで多様な価値観にあふれるものであるべきと考えており、その実現のために、企業市民、地域社会の一員として、当社の役割や責任を自覚し、多様性に富み、安心安全な社会の構築と、様々な社会的課題の解決に向け継続的に取り組んでまいります。当社のサステナビリティに関する取り組みは、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/>

なお当社グループでは、サステナビリティ関連を含む多様化するリスクに備えて、「リスクマネジメント規程」をはじめとする各種社内規程を策定し、リスクマネジメント態勢を整備しています。具体的には、「グループリスク主管部門」及び「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、各部門/グループ会社における適切なリスクマネジメントを推進する態勢を整備・運用しています。

(2) 重要なサステナビリティ項目

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は以下のとおりであります。

- ・ 気候変動への対応に関する考え方及び取組
- ・ 知的財産への投資に関する考え方及び取組
- ・ 人的資本への投資に関する考え方及び取組

それぞれの項目に係る当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

気候変動への対応に関する考え方及び取組

当社グループは、「多様性のある社会実現への貢献」の一環として、気候変動リスクを特に重要な経営課題と位置付けて、その対応を検討してまいりました。そこで、当社は、2022年9月にTCFD提言への賛同を表明するとともに、TCFDの枠組みに基づき、ガバナンス、戦略、リスク管理及び指標と目標の4分野の開示を行い、気候変動リスクへの対応について報告をしております。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/tcf.html>

知的財産への投資に関する考え方及び取組

当社グループは、事業展開に合わせ、知的財産の保護や権利化を積極的に行っております。製品・サービスの新規開発やグローバル対応等、事業展開により創出される製品・サービスの保護と新規技術の権利化のため、特許権・商標権等について、適宜調査・審査した上で、積極的に出願を進めております。

また、当社が提供する製品・サービスやソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害することのないよう、社内ルール構築、社内教育並びに事業部門・法務部門における事前確認を行っております。

また、他者による権利侵害についても調査のうえ速やかに適切な対策を講じております。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/management/intellectual-property.html>

人的資本への投資に関する考え方及び取組

当社グループでは従業員がお互いに切磋琢磨し合い、一人ひとりの高い成長を実現するために「挑戦できる」、「成長できる」、「称えあえる」、「社会貢献できる」という4つのキーワードに基づき、様々な成長支援制度を導入し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組んでおります。今後も従業員の成長を支援することで、人的資本の観点から当社の目指す姿の実現や持続的な成長を推進してまいります。詳細については、当社のコーポレートサイトに掲載しております。

<https://hd.gree.net/jp/ja/sustainability/social/program/>

また、当社グループは、国籍や性別、バックグラウンドを問わない多様な人材の活躍が重要であると考えており、今後も継続して性別、年齢、国籍、入社経路を問わない多様な人材の採用・育成・登用を行ってまいります。

現在、指標及び目標については設定しておりませんが、今後の課題として検討してまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

事業環境に係るリスク

スマートフォンゲームについて

スマートフォンゲームの高機能化、多機能化による質の向上に伴う開発難易度の上昇により開発期間が長期化し、開発費が高騰する傾向にあります。

また、競合他社との競争激化に伴い、ユーザー獲得が想定どおりに進まなかった場合やユーザー数が減少した場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループは、急速な技術革新に柔軟に対応すべく、先端的なテクノロジーに対する知見やノウハウの蓄積、更には高度な技能を習得した優秀な技術者の採用・育成に取り組んでおります。近年では、生成AIを含む人工知能技術や大規模言語モデル、機械学習、クラウドコンピューティング、量子技術など、新たな技術潮流が事業環境や競争構造を急速に変化させており、これらの技術動向を適切に把握・活用することが重要となっております。しかしながら、こうした変化に対する適切な対応が遅れた場合、また、これらの対応に伴うシステム投資や人件費等の支出が拡大した場合には、当社グループの技術的優位性やサービス競争力の低下を招き、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業展開に関するリスク

スマートフォンゲームの展開について

当社グループが提供するサービスを、様々なユーザーに継続的に利用していただくため、エンターテインメント性の高いコンテンツを揃えております。しかしながらユーザーの嗜好の多様化、コンテンツの陳腐化に起因する課金ユーザー比率の低下、課金利用の減少等が生じる場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

スマートフォン向けメタバース「REALITY」の展開について

当社グループは、メタバース事業を推進しております。メタバース事業ではスマートフォン向けメタバース「REALITY」を中心に規模を拡大してまいりますが、見通しとは異なる状況が発生するなどにより事業の展開が計画どおりに進まない場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

投資事業について

当社グループは、投資事業においてインターネット・IT領域を中心に投資するベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資をおこなっております。出資先企業の事業計画の達成状況や、将来の成長性又は業績に関する見通しが悪化した場合には、投資の回収が出来ず、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有料課金サービスに関するリスクについて

当社グループが運営する「GREE」や各種スマートフォンゲーム、「REALITY」においては、有料ガチャ（金銭もしくは金銭で購入できる前払式支払手段を直接の対価として行うことができるランダム型アイテム提供方式）が主な収益源となっております。当社グループでは、業界団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、必要な社内規程を整備して事業展開しておりますが、上記ガイドラインや社内規程が適切に運用されない場合、ユーザー数の減少、課金ユーザー比率の低下、課金利用の減少等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

国際展開について

当社グループは各種スマートフォンゲーム、「REALITY」について日本国内に加えて海外での展開を推進しておりますが、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商習慣の違い、為替等をはじめとした潜在的リスクに対処出来ないことなどにより事業を推進していくことが困難となった場合に、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、今後も引き続き、積極的にビジネス領域の拡大に取り組んでいく考えであります。これによりシステム投資、広告宣伝費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、見通しとは異なる状況が発生するなどにより新サービスや新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資を回収出来ず、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システムに関するリスク

システム等に関連する設備投資負担について

当社グループは、サービスの安定稼働やユーザー満足度の向上を図るためには、サービスの成長に即してシステムやインフラに対する先行投資を行っていくことが必要であると認識しております。今後予測されるユーザー数及びトラフィックの拡大、並びに新サービスの導入及びセキュリティの向上に備えての継続的な設備投資、又はこうしたリスクの低減を見据えたクラウドサービスへの移行を実施しておりますが、実際のユーザー数及びトラフィックが当初の予測から大幅に乖離する場合には、設備投資の前倒しや当初の計画よりも多額の投資負担を余儀無くされ、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

サービス及びシステムの障害並びにインターネット接続環境の不具合について

当社グループは、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が事業運営の前提であると認識しており、安定的なシステム運用体制の構築に努めております。しかしながら、予期せぬ自然災害や事故、ユーザー数及びトラフィックの急増や大規模なクラウドサービスの障害、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピューターウィルスの感染など、様々な問題が発生した場合にはサービスの安定的な提供が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

経営体制に関するリスク

特定人物への依存について

当社グループの代表取締役会長兼社長である田中良和は、創業者であると同時に創業以来当社グループの事業推進、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を担ってまいりました。

当社グループでは、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社グループは、事業戦略の遂行、更なる事業展開、企業成長に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用・育成し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、当該人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めてまいります。しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらには健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しており、内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスに関するリスク

コンプライアンス体制

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、社内研修、ポータルサイトへの掲載等の手段により周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関してコンプライアンス上問題のある事態が発生した場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが提供するサービスの安全性及び健全性の維持について

当社グループが提供するサービスにおいて、不特定多数のユーザーが利用していることから、様々な問題が発生するリスクが潜在しております。また、ユーザー数の拡大や多様化に伴い、ユーザーがより安心して安全に利用出来る環境を整備していくことが事業者にも求められております。

当社グループでは、これらの問題について、以下のような取り組みを行っております。

- (a) 利用規約による禁止行為の明確化
- (b) 投稿等の監視体制及びユーザーへの教育、啓発
- (c) 「グループリスクマネジメント委員会」の設置
- (d) 青少年の保護及び健全育成、利用環境の向上に向けた対応

これらの施策により、当社グループが提供するサービスについては現段階において一定の安全性・健全性は保たれているものと認識しており、今後も、監視人員の拡充や関連システムの機能強化、ユーザーへの啓発・教育活動を推進する方針であります。しかしながら、当社グループが提供するサービスに関連して何らかの問題が発生した場合には、当社グループが法的責任を問われるほか、当社グループ及び当社グループが提供するサービスの信頼性やブランドが毀損し、サービスの安定的な提供が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

不正行為等によるリスクについて

当社グループは、第三者が提供するプラットフォームを介して、各種ゲームや「REALITY」などを配信しております。これらのプラットフォーム上で、一部の悪質なユーザーがアイテム等を不正な方法で入手して利用する等の行為が発覚しており、不正防止のための取り組みが課題となっております。このような不正行為の存在は当社グループの意図するところではなく、システム面での防止策のみならず利用規約での禁止やユーザーへの啓発を積極的に行うとともに、違反者には利用停止や強制退会を含む厳正な措置を行う等の対策を取っております。

万が一、当社グループのサービスを利用した不正行為が発生した場合には、当社グループの信頼性やブランドが毀損すること等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループは、インターネットサービス等事業者として、インターネットに関連する法的規制その他の法規制の遵守は経営上の重要課題であると認識しております。規制を受けるものとして「電気通信事業法」、「資金決済に関する法律」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「下請代金支払遅延等防止法」及び「フリーランス・事業者間取引適正化等法」等の各種法令や、各法令の監督官庁が定める省令・指針・ガイドライン等があります。このような法令の制定や改正、監督官庁による行政処分、新たな規制の策定又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの事業に適用のある法令のうち、特に重要な規制は以下のとおりです。「個人情報の保護に関する法律」については後述します。

(i) 「電気通信事業法」

当社グループは、電気通信事業法の定めに従って「電気通信事業者」として届出を行っているため、通信の秘密の保護等の義務が課されております。当社グループにおいてはその法律に沿った運用を行っておりますが、当社グループが本法令に違反し行政処分等を受けた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(ii) 「資金決済に関する法律」

「GREE」内のゲーム内専用通貨「GREEコイン」及び他社プラットフォーム内で当社グループ名義で配信している各ゲームの専用通貨等が適用の対象となります。当社グループは、その法律に沿った運用を行っておりますが、当社グループが本法令に違反し行政処分等を受けた場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループが海外事業を展開する上では、商取引、広告、景品、個人情報、プライバシー、未成年保護、独占禁止、知的財産権、消費者保護、暗号資産等に関する現地の法規制並びに事業展開及び投資を行うために必要とされる現地政府の許認可等、諸外国・地域の法規制が適用されます。これらの法規制等の改正や新たな法規制の策定により当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループでは、インターネットサービスの提供を通じ、ユーザーの個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務及び各国の個人情報保護法遵守の義務を課されております。当社グループは、個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化しております。また、個人情報保護規程をはじめとした個人情報管理に関連する規程や規則等を制定し、従業員への定期的な教育により個人情報保護に関する意識の向上を図ることで、同法及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。

しかしながら、当社グループの関係者や業務提携・委託先などの故意又は過失、コンピューターシステムの瑕疵、コンピューターウイルス、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等により個人情報が外部に流出したり、悪用される事態が発生した場合には、当社グループが損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、海外法規に基づき高額な罰金が科されるリスクがあります。加えて、当社グループ並びに当社グループのサービスの信頼性やブランドが毀損し、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第三者との係争について

当社グループは、法令遵守を基本としたコンプライアンス活動の推進により、役員、従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、ユーザー、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。また、後述のとおり知的財産権に関する訴訟の可能性もあります。係る訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生やブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスク

知的財産権の保護に関する方針について

当社グループは、法令遵守及び企業の社会的責任に鑑み、知的財産権の保護は重要な課題であると認識しております。そのため、当社グループの役員及び従業員による第三者の知的財産権の侵害が発生せぬよう、社内規則の整備や社内教育の充実により防止策を徹底しております。しかしながら、過失により当社グループの役員及び従業員が第三者の知的財産権を侵害する事態が発生した場合には、当社グループが損害賠償を含む法的責任を負う可能性があるほか、当社グループ並びに当社グループのサービスの信頼性やブランドが毀損し、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、当社グループの知的財産権の保護に努めておりますが、その対応のために多額の費用が発生した場合や、当社グループの知的財産権が適切に保護されず、当社グループの競争優位性が保持されない場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特許に関連する動向について

当社グループは、現時点において、当社グループの事業・サービスに対して重大な影響を及ぼす特許に関わる問題・事象は無いものと認識しております。但し、インターネット関連技術においては、特許権の範囲が不明確であることから、潜在的なものも含めた特許紛争の対応に係る費用が膨大となること等により、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのサービスに掲載されるコンテンツについて

当社グループが提供するコンテンツについては、担当事業部門及び法務部門が第三者の知的財産権侵害が行われていないことを確認する体制を確立しております。しかしながら、第三者の知的財産権の内容や見解の相違等によって、意図せず当社グループに対して知的財産権侵害の責任が追及された場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、外部デベロッパーが提供するコンテンツやユーザー自身が投稿するコンテンツについては、規約の整備等により第三者の知的財産権侵害のリスクを低減するよう努めていますが、当社グループの法的責任を追及され、意図せず訴訟等の紛争に発展した場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業務提携、M&A（企業買収等）に関するリスク

他社との業務・資本提携等について

当社グループでは、業務・資本提携、合併等を通じた事業の拡大に取り組んでおります。当社グループと提携先・合併先の持つ事業運営ノウハウ等を融合させることにより、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、又はこれらの提携等が解消された場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

M&Aによる事業拡大について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるにあたり、これらを加速する手段のひとつとして、M&Aを活用する場合があります。M&Aに当たっては、被買収企業の財務内容や契約関係等についての詳細な事前審査を行い、十分にリスクを吟味した上で決定しておりますが、被買収企業に偶発債務の発生や未認識債務の判明等事前の調査で把握出来なかった問題が生じた場合、また、事業の展開等が計画どおりに進まない場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、買収により、当社グループが従来行っていない新規事業が加わる際には、その事業固有のリスク要因が加わります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

業績

我が国における個人のスマートフォン保有率は前年比1.6ポイント増の80.5%（出典：総務省「令和6年通信利用動向調査の結果」）と伸び、また2024年の国内ゲームコンテンツの市場規模も前年比3.4%増の2兆3,961億円（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2025」）となりました。

このような環境のもと、当社グループはゲーム事業、メタバース事業、IP事業、DX事業、投資事業の各セグメントにおいて積極的な投資に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高57,111百万円（前連結会計年度比6.8%減）、営業利益4,860百万円（同18.7%減）となりました。経常利益は為替差損が前連結会計年度より大きく増加し3,760百万円（同47.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は1,194百万円（同74.2%減）となりました。

なお、当社グループは、従来「ゲーム・アニメ事業」、「メタバース事業」、「DX事業」、「コマース事業」、「投資事業」、「その他」に区分しておりましたが、2024年7月1日付けでコマース事業本部をDX事業本部に統合する組織変更を行ったことに伴い、当連結会計年度より「コマース事業」を「DX事業」に統合して区分することといたしました。

また、2025年4月1日付けでIP事業本部を設立したことに伴い、当連結会計年度より「ゲーム・アニメ事業」で展開してきたアニメ・ライセンス関連事業及び報告セグメント外の「その他」に含めていたマンガ関連事業を新設した「IP事業」に区分することといたしました。さらに、「ゲーム・アニメ事業」について事業内容をより適正に表示するため「ゲーム事業」へ名称を変更いたしました。

対前連結会計年度の増減及び増減率については、前連結会計年度の数値を変更後の区分方法に組み替えた数値に基づいて作成しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

a. ゲーム事業

既存スマートフォンゲームの長期運営体制による収益安定化及び海外展開による収益力向上に取り組むとともに新規タイトルの開発を進め、新規スマートフォンゲームを当連結会計年度にリリースしました。新規スマートフォンゲームの貢献が一定ありながらも、当連結会計年度においては既存タイトルを中心とした事業運営となり軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高36,936百万円（前連結会計年度比14.2%減）、営業利益4,596百万円（同29.8%減）となりました。

b. メタバース事業

プラットフォーム事業において、スマートフォン向けメタバース「REALITY」のコンテンツ拡充及び機能拡充を進めるとともに、グローバル展開を進めてまいりました。また、費用効率化による収益構造の改善にも取り組み、損益が大きく改善しました。VTuber事業における積極的な投資を継続しながらも、メタバース事業全体で堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,276百万円（前連結会計年度比14.2%増）、営業利益660百万円（同220.1%増）となりました。

c. IP事業

当社グループで長年取り組んできたアニメやマンガ等のIP・コンテンツ領域の事業について、市場における重要性が増してきていること等を考慮し、2025年4月1日付けでIP事業本部を設立し、当連結会計年度より当セグメントを新設しました。当連結会計年度においてはライセンス事業が軟調に推移しながらも、当セグメントにおける新規事業の本格的な立ち上げに向けた投資等を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,737百万円（前連結会計年度比4.1%減）、営業利益282百万円（同76.2%増）となりました。

d. DX事業

リカーリング型の事業構造への転換に向けた積極的な投資を継続しながらもDX事業全体で計画通り進捗し、堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,041百万円（前連結会計年度比3.0%増）、営業利益922百万円（同1.9%減）となりました。

e. 投資事業

インターネット・IT領域を中心に投資するベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資に取り組んでまいりました。投資先ファンドからの収益は増加したものの、投資先ファンドにおける保有株式等の評価替えの影響により軟調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,346百万円（前連結会計年度比26.9%増）、営業損失413百万円（前連結会計年度は営業損失88百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末に比べ6,613百万円増加し、当連結会計年度末の残高は83,901百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、674百万円（前連結会計年度は3,502百万円の獲得）となりました。これは主に、法人税等の支払額2,507百万円及び契約負債の減少1,243百万円があった一方、税金等調整前当期純利益3,644百万円及び為替差損益453百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、312百万円（前連結会計年度は23百万円の支出）となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入373百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、6,023百万円（前連結会計年度は999百万円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払による支出2,959百万円があった一方、長期借入れによる収入9,000百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

インターネットを利用したサービスの提供及びベンチャーキャピタルやスタートアップへの投資を事業としており、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
	販売高(百万円)	前年同期比(%)
ゲーム事業	36,936	14.2
メタバース事業	8,276	14.2
IP事業	1,737	4.1
DX事業	7,041	3.0
投資事業	3,346	26.9
その他	308	103.1
調整額(注1)	535	-
合計	57,111	6.8

(注) 1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
Apple Inc.	18,613	30.4	13,412	23.5
Google Inc.	15,583	25.4	12,446	21.8

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は132,897百万円(前連結会計年度末比4,109百万円増)となりました。

流動資産は117,419百万円(前連結会計年度末比5,142百万円増)となりました。主な増加要因は「営業投資有価証券」、「現金及び預金」及び「売掛金及び契約資産」がそれぞれ1,401百万円、936百万円、261百万円減少した一方、「金銭の信託」及び流動資産の「その他」がそれぞれ7,500百万円、396百万円増加したことによるものであります。

固定資産は15,477百万円(前連結会計年度末比1,033百万円減)となりました。主な減少要因は「投資有価証券」が702百万円増加した一方、「繰延税金資産」及び投資その他の資産の「その他」がそれぞれ1,231百万円、249百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は39,250百万円(前連結会計年度末比5,992百万円増)となりました。

流動負債は21,602百万円(前連結会計年度末比6,581百万円増)となりました。主な増加要因は「契約負債」及び「未払法人税等」がそれぞれ1,243百万円、804百万円減少した一方、「1年内償還予定の社債」が9,000百万円増加したことによるものであります。

固定負債は17,647百万円(前連結会計年度末比588百万円減)となりました。主な減少要因は「長期借入金」が9,000百万円増加した一方、「社債」及び固定負債の「その他」がそれぞれ9,000百万円、588百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は93,647百万円(前連結会計年度末比1,882百万円減)となりました。主な減少要因は、「自己株式」が208百万円減少した一方、「利益剰余金」、「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」がそれぞれ1,627百万円、276百万円、221百万円減少したことによるものであります。

企業の安定性を示す自己資本比率は、当連結会計年度末は70.0%であります。また、支払い能力を示す流動比率は当連結会計年度末は543.5%となっております。

経営成績の分析

売上高は、57,111百万円(前連結会計年度比6.8%減)となりました。売上高の分析につきましては、「(1)業績等の概要 業績」をご参照ください。

売上原価は、27,902百万円(前連結会計年度比3.1%増)となりました。

主な増加要因は、投資原価等の増加によるものであります。

販売費及び一般管理費は24,348百万円(前連結会計年度比13.8%減)となりました。

主な減少要因は、決済代行手数料の減少によるものであります。

営業外収益は、338百万円(前連結会計年度比74.9%減)となりました。

主な減少要因は、為替差益の減少によるものであります。

営業外費用は、1,439百万円(前連結会計年度比599.7%増)となりました。

主な増加要因は、為替差損の増加によるものであります。

特別利益は、77百万円(前連結会計年度比6.6%増)となりました。

主な増加要因は、投資有価証券売却益の増加によるものであります。

特別損失は、193百万円(前連結会計年度比793.7%増)となりました。

主な増加要因は、関係会社株式売却損の増加によるものであります。

キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「(1)業績等の概要
キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載してありま
す。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題
等」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは将来の経営環境の変化への対応や新規事業の開発等のために必要な資金を内部留保してありま
す。当社グループの運転資金需要の主なものは、ゲーム事業における開発費、各事業における広告宣伝費等の営業
費用になります。また、重要課題である新たな収益源の確保のため、ゲーム事業における新規ヒットタイトルの安
定的な創出、またメタバース事業、IP事業及びDX事業における事業規模の拡大に取り組んでいく方針であります。
これらの資金需要は自己資金でまかなうことを基本とし、必要に応じて資金調達を実施いたします。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は83,901百万円となっております。

5 【重要な契約等】

(1) 主要な取引契約

相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Apple Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間（1年毎の自動更新）
Google Inc.	Google Play デベロッパー販売/配布契約	Android搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	定めなし

(2) その他の重要な契約

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、スマートフォン向けゲームコンテンツの開発を行っております。当連結会計年度においては、ゲーム事業において1,088百万円の研究開発費を計上しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は5百万円で、その主な内容は、オフィス設備費用及び備品購入費用等でありま
す。

2【主要な設備の状況】

当グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

提出会社

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	構築物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	全セグメント	業務設備	1,461	9	219	1,690	123〔176〕

(注) 1. 当社は、現在休止中の設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(常駐の委託社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕内に外数
で記載しております。

3. 上記事業所の建物を賃借しております。年間賃借料は820百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	640,000,000
計	640,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2025年9月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	179,749,700	179,749,700	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数100株
計	179,749,700	179,749,700	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年9月1日から本有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2015年9月29日取締役会決議

決議年月日	2015年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の数(個)	1,135
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 113,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2015年10月15日 至 2025年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 572 資本組入額 286
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2016年9月27日取締役会決議

決議年月日	2016年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	731
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 73,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2016年10月14日 至 2026年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 533 資本組入額 266.5
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2017年9月27日取締役会決議

決議年月日	2017年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	1,069
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 106,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2017年10月13日 至 2027年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 766 資本組入額 383
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2018年9月26日取締役会決議

決議年月日	2018年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	1,052
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 105,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2018年10月12日 至 2028年10月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 482 資本組入額 241
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2019年9月25日取締役会決議

決議年月日	2019年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	995
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 99,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2019年10月11日 至 2029年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 458 資本組入額 229
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2020年9月29日取締役会決議

決議年月日	2020年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	1,260
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 126,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2020年10月14日 至 2030年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
- (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2021年9月28日取締役会決議

決議年月日	2021年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5
新株予約権の数(個)	11,970
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,197,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2021年10月14日 至 2031年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 827 資本組入額 413.5
新株予約権の行使の条件	(注)1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとし、新株予約権の割当を受けた者は時価総額条件を満たした日の翌日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
- <時価総額条件>
本新株予約権の割当日から7年以内の特定の連続する5営業日(会社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の会社の時価総額(次式によって算出するものとする。)がいずれも5千億円を超過することを条件とする。
- $$\text{時価総額} = (\text{会社の発行済普通株式総数}(\quad) - \text{会社が保有する普通株式に係る自己株式数}(\quad)) \times \text{東京証券取引所における会社の普通株式の普通取引の終値}(\quad)$$
- ()がいずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2021年9月28日取締役会決議

決議年月日	2021年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	727
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 72,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2021年10月14日 至 2031年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 810 資本組入額 405
新株予約権の行使の条件	(注) 1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
 - (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2022年9月27日取締役会決議

決議年月日	2022年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	1,243
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 124,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 2022年10月14日 至 2032年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 777 資本組入額 388.5
新株予約権の行使の条件	(注) 1, 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2025年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にある者であることを要する。
2. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約により決定するものとする。
3. 当社が合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ会社により取得されていない本新株予約権の権利者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編対象会社の株式
- (3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- (4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- (5) 交付する新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 交付する新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (7) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 交付する新株予約権の取得
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年11月5日 (注)1	-	242,249,700	2,267	100	-	2,365
2021年12月28日 (注)2	62,500,000	179,749,700	-	100	-	2,365

(注)1．資本金の減少額 2,267百万円は、減資によるものであります。

2．発行済株式総数の減少数 62,500,000株は、株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2025年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	13	34	101	202	87	28,241	28,678	-
所有株式数(単元)	-	202,198	31,712	966,344	213,187	465	382,981	1,796,887	61,000
所有株式数の割合(%)	-	11.24	1.76	53.76	11.86	0.03	21.33	100.00	-

- (注) 1. 自己株式419,308株は、「個人その他」に4,193単元及び「単元未満株式の状況」に8株を含めて記載しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式7,981,605株は、「金融機関」に79,816単元及び「単元未満株式の状況」に5株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社セコイア	東京都港区赤坂1丁目14-5	96,000	53.53
田中 良和	東京都港区	14,844	8.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-3	9,339	5.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76166口)	東京都港区赤坂1丁目8-3	5,216	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76759口)	東京都港区赤坂1丁目8-3	2,765	1.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,182	1.22
藤本 真樹	東京都中央区	1,842	1.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南2丁目15-1)	1,199	0.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南2丁目15-1)	1,144	0.64
JPMorgan証券株式会社	千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	1,114	0.62
計	-	135,649	75.64

(注) 当社は、自己株式419千株を保有しておりますが、議決権がないため上記の大株主より除外しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 419,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 179,269,400	1,792,694	-
単元未満株式	普通株式 61,000	-	-
発行済株式総数	179,749,700	-	-
総株主の議決権	-	1,792,694	-

(注)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口)が所有する当社株式7,981,605株は、「完全議決権株式(その他)」の欄に7,981,600株(議決権の数79,816個)及び「単元未満株式」の欄に5株を含めて記載しております。

【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
グリーホールディングス株式会社	東京都港区六本木六丁目11番1号	419,300	-	419,300	0.23
計	-	419,300	-	419,300	0.23

(注)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口)が所有する当社株式7,981,605株は、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(E S O P 信託)

1 . E S O P 信託の概要

当社は、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高め、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」(以下、「E S O P 信託」といいます。)を導入しております。

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。当社が当社及び当社子会社の従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。当該信託は予め定める株式付与規程に基づき当社及び当社子会社の従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は株式付与規程に従い、信託期間中の従業員の職位等に応じた当社株式を、在職時に無償で従業員に交付いたします。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

2 . 従業員等に取得させる予定の株式の総数

8,784,600株

3 . E S O P 信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

一定の要件を充足する当社及び当社子会社の従業員

(役員報酬 B I P 信託)

1 . 役員報酬 B I P 信託の概要

当社は、当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ)及び上級執行役員(取締役を兼務する者及び国内非居住者を除く。以下あわせて「対象取締役等」という。)を対象とした株式報酬制度(以下、「当該制度」という。)を導入しております。

当該制度は、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下、「B I P 信託」という。)と称される仕組みを採用しております。当該制度は、対象取締役等の役員及び業績達成度等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を対象取締役等に交付及び給付する制度です。当社は、当該制度の実施のため設定した B I P 信託の信託期間が満了した場合、原則として、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、当該制度を継続的に実施することを予定しています。

当該制度の導入により、対象取締役等を対象に、対象取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、対象取締役等の企業価値増大への貢献意識及び企業価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的としております。

2 . 対象取締役に取得させる予定の株式の総数

対象期間：2022年11月から 2027年11月まで

対象取締役等に対しての上限 3,250,000株

3 . 役員報酬 B I P 信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

一定の要件を充足する当社の取締役及び上級執行役員

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	81	45,593
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	419,308	-	419,308	-

- (注) 1. 保有自己株式数には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が保有する株式数は含めておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、2025年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。配当回数は、具体的に定めておりません。また、剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

配当につきましては、連結配当性向70%を上限とし、DOE（純資産配当率）3%程度を確保しつつ、連結配当性向30%程度以上を目処として安定的かつ継続的に実施してまいります。当期につきましては、1株につき4.5円の普通配当の実施を決定しております。また、創立20周年にあたり、1株につき10円の記念配当の実施を決定しております。これにより、当期の年間配当金は1株につき14.5円となります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年8月6日 取締役会	2,484	14.5

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式への配当金(2025年6月期115百万円)を含めておりません。

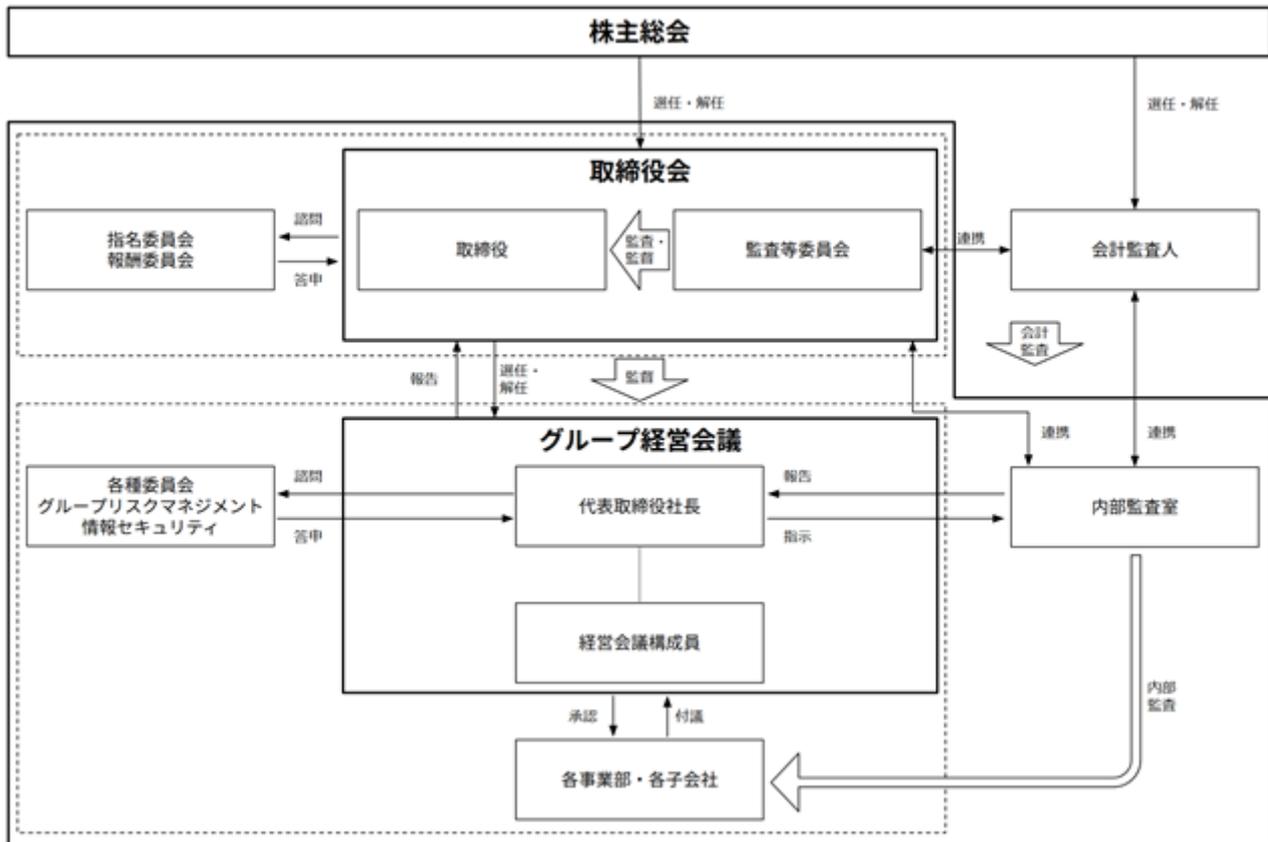
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。この考え方のもと、取締役・従業員はそれぞれ求められる役割を理解し、法令・社会規範・倫理等について継続的に意識の維持向上を図り、着実な実践につなげ、適正かつ効率的な企業活動を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由



当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、会社の機関としては株主総会・取締役会を設置しております。また、執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行は代表取締役社長の指揮監督のもと、執行役員がそれぞれの担当業務を遂行しております。

本書提出日（2025年9月26日）現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりであります。

a 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名（うち独立社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役4名）の13名で構成されております。経営の合理性と経営判断の迅速化を実現するために、毎月開催される定時取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会も開催されております。取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項に関する意思決定、及び業務執行状況の監督を行っております。

なお、取締役会の議長は代表取締役会長である田中良和が務めております。その他の構成員は「(2) 役員の状況 a.」に記載のとおりであります。

b 監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む独立社外取締役4名で構成されており、取締役の職務の執行の監査と監査報告の作成、及び会計監査人の選解任及び不再任に関する議案の内容の決定等をその職務としております。

監査等委員会は原則として月次で開催され、また監査等業務は年度ごとに設定される監査等方針及び計画に基づいて実施しております。監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に対して厳正な監視を行っております。さらに、会計監査人、内部監査室、及び監査等委員を補助する監査等委員会室と密接に連携しているほか、代表取締役社長と定期的に会合し、経営方針の確認及び重要課題等について意見交換を行っております。

なお、監査等委員会の委員長は独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎が務めております。その他の委員は独立社外取締役である島宏一、渡辺伸行及び芦澤美智子であります。

c 指名委員会・報酬委員会

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営会議構成員の候補者の選任並びに報酬等の決定に係る手続の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的として、取締役会の諮問機関となる指名委員会及び報酬委員会を設置しております。いずれの委員会も、その委員の過半数が独立社外取締役であり、委員長は独立社外取締役であります。

なお、指名委員会の委員長は独立社外取締役である飯島一暢が務めております。その他の委員は独立社外取締役である夏野剛、水野道訓、独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎及び代表取締役会長である田中良和であります。

また、報酬委員会の委員長は独立社外取締役である飯島一暢が務めております。その他の委員は独立社外取締役である夏野剛、水野道訓、独立社外取締役(常勤監査等委員)である高木憲一郎及び代表取締役会長である田中良和であります。

d グループ経営会議

当社では、取締役会で選任された構成員からなるグループ経営会議を設置しております。グループ経営会議は、原則毎週開催しており、グループ全体における経営上の主要事項の決議を行い、業務執行の意思決定の機動性・効率性向上を図っております。

なお、グループ経営会議の議長は代表取締役社長である田中良和が務めております。その他の構成員は取締役上級執行役員である藤本真樹、大矢俊樹、小竹謙久、荒木英士、前田悠太及び執行役員である足立和久であります。

また、グループ経営会議には常勤監査等委員が出席し、業務執行の意思決定について監査しております。

当社は、2025年9月29日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は12名(内、社外取締役7名)となります。これが承認可決された場合の取締役会の構成員及び執行役員については、後記「(2) 役員の状況 b.」のとおりであり、グループ経営会議の構成員は、取締役上級執行役員である藤本真樹、大矢俊樹、小竹謙久、荒木英士、執行役員である柳原陽太及び足立和久となります。なお、柳原陽太は2025年10月1日付けで上級執行役員となります。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

取締役会において、以下の通り「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システムを整備しております。

1 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は経営理念等を定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底を図り、職務執行が適正かつ公正に行われるように常に心掛けて当社グループの事業を推進する。
- (2) 当社は「倫理規程」及び「コンプライアンス規程」等を策定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款、社会規範、企業倫理等に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。
- (3) 当社子会社は「グループ規程」に基づき、法令、定款、社会規範、企業倫理等の遵守が適切に行われる体制をとる。
- (4) 当社は当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
- (5) 当社は内部通報窓口を内部監査部門・法務部門及び外部弁護士事務所に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに当該窓口へ報告することを定め、当社グループの問題の早期発見・未然防止を図る。
- (6) 当社及び当社子会社は、ハラスメントの相談窓口を人事部門に設置し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人はハラスメントを目撃した場合等には、直ちに当該窓口へ報告することを定める。
- (7) 当社及び当社子会社は定期的にコンプライアンスに関しての社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と内部通報制度の周知を図る。
- (8) 当社及び当社子会社は法令違反、社内規程違反その他コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した取締役及び使用人に対し、厳正な処分を課す。
- (9) 当社及び当社子会社は市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じることがないように毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。
- (10) 関連法規及び基準に則った報告の作成手続等を社内規程に定めた上で遵守し、組織内外への報告、適時適切な開示を実施する。
- (11) 内部監査活動を効率的・効果的に推進するため、内部監査の実施に関する基本的事項を定めた「内部監査規程」を策定し、監査対象組織等から独立した代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置する。内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、独立・客観的な立場で、グループ全体に対しガバナンス、リスクマネジメント及び内部統制の各プロセスの妥当性・有効性の評価並びに提言を行う。内部監査部門は代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び被監査部門に報告する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役及び監査等委員会が随時閲覧できる体制を構築する。

3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、多様化するリスクに備えて「リスクマネジメント規程」を策定する。取締役会、グループ経営会議及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
- (2) 当社子会社は「グループ規程」に基づき、当社の支援のもと、当該子会社の事業の継続・発展を実現するためにリスクマネジメントに関する体制を自ら構築し、これを阻害するリスク事象全般について当社へ報告する。
- (3) 当社は当社及び当社子会社のリスクマネジメントに関する体制の実効性のモニタリングを行う。
- (4) 内部監査部門によるリスク管理体制及びリスク管理の実施状況の監査により、リスクの早期発見・解決を図る。

- 4 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進するとともに、重要案件については効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。
 - (2) 当社は、取締役会で選任された構成員からなるグループ経営会議を設置し、一部の業務執行の決定について取締役会から権限委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
 - (3) 業務執行における責任体制を確立し業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を「グループ規程」「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程において明文化し周知徹底する。
- 5 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 「グループ規程」等の社内規程において子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査・諮問・承認等及び子会社における起案・決裁・報告事項等を明示する。
- 6 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会室等の使用人は監査等委員会を補助する。
- 7 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査等委員会室等の使用人は監査等委員である取締役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
 - (2) 当該使用人の任命・人事異動・懲戒及び人事評価については予め常勤監査等委員の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- 8 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査等委員会は取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会・グループ経営会議等においてその内容を確認することができる。
 - (2) 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査等委員会はこれらを閲覧し必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 - (3) 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- 9 当社子会社の職務の執行に係る者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- (1) 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。
- 10 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。
- 11 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役・使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

b 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

c 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員となっており、全ての取締役は当該保険契約の被保険者に含まれます。

保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により補填されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求等は填補されません。なお、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

d 取締役の員数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数を10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

e 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

f 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

剰余金の配当

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、資本政策の機動性を確保することを目的とするものであります。

g 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h 取締役会、監査等委員会、指名委員会・報酬委員会の活動状況

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役 会長兼社長	田中 良和	13回	13回
取締役	藤本 真樹	13回	13回
取締役	大矢 俊樹	13回	13回
取締役	荒木 英士	13回	13回
取締役	小竹 謙久	13回	12回
取締役	前田 悠太	13回	13回
取締役(社外)	夏野 剛	13回	13回
取締役(社外)	飯島 一暢	13回	12回
取締役(社外)	水野 道訓	13回	13回
取締役(社外) 常勤監査等委員	松島 訓弘	2回	2回
取締役(社外) 常勤監査等委員	高木 憲一郎	11回	11回
取締役(社外) 監査等委員	島 宏一	13回	12回
取締役(社外) 監査等委員	渡辺 伸行	13回	13回
取締役(社外) 監査等委員	芦澤 美智子	13回	13回

取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項に関する意思決定、及び業務執行状況の監督を行っております。

監査等委員会の活動状況

監査等委員会の活動状況は「(3) 監査の状況 監査等委員会監査の状況」に記載しています。

指名委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名委員会を5回開催しており、個々の委員の出席状況については以下のとおりです。

	役職名	氏名	開催回数	出席回数
委員長	取締役(社外)	飯島 一暢	5回	5回
委員	取締役(社外)	夏野 剛	5回	4回
委員	取締役(社外)	水野 道訓	5回	5回
委員	取締役(社外) 常勤監査等委員	高木 憲一郎	5回	5回
委員	代表取締役 会長兼社長	田中 良和	5回	5回

指名委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営会議構成員の候補者の選任に係る手続の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として設置しております。

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を5回開催しており、個々の委員の出席状況については以下のとおりです。

	役職名	氏名	開催回数	出席回数
委員長	取締役（社外）	飯島 一暢	5回	5回
委員	取締役（社外）	夏野 剛	5回	4回
委員	取締役（社外）	水野 道訓	5回	5回
委員	取締役（社外） 常勤監査等委員	高木 憲一郎	5回	5回
委員	代表取締役 会長兼社長	田中 良和	5回	5回

報酬委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び経営会議構成員の報酬等の決定に係る手続の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として設置しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2025年9月26日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性12名 女性1名 （役員のうち女性の比率8%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長 最高経営責任者	田中 良和	1977年2月18日生	1999年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社（現：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）入社 2000年2月 楽天株式会社（現：楽天グループ株式会社）入社 2004年12月 当社設立、代表取締役社長 2013年11月 当社代表取締役社長 新規事業統括本部長 2014年3月 当社代表取締役社長 コマース・メディア事業統括本部長 2014年9月 当社代表取締役社長 2014年9月 当社代表取締役会長兼社長 2016年10月 当社代表取締役会長兼社長 新領域事業統括 2017年3月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業統括 2019年10月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業管掌 2022年1月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業本部長 2022年5月 当社代表取締役会長兼社長 コマース事業本部長、DX事業本部長 2023年8月 株式会社セコイア（旧：有限会社セコイア）代表取締役社長（現任） 2024年7月 当社代表取締役会長兼社長 2024年10月 当社代表取締役会長兼社長 最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社セコイア 代表取締役社長	(注) 4	110,943 (注) 7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー 本部長	藤本 真樹	1979年2月17日生	2001年4月 株式会社アストラスタジオ入社 2003年1月 有限会社チューンビズ入社 2005年6月 当社取締役 2010年8月 当社取締役執行役員 最高技術責任者 プラットフォーム開発本部長 2011年7月 当社取締役執行役員 最高技術責任者 開発本部長 2012年9月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発本部長 2013年11月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括本部長 2015年10月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括 2016年7月 株式会社ボケラボ 取締役 2016年10月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発・人事統括 2017年3月 ファンブックス株式会社(現:グリーンエンターテインメント株式会社) 取締役 2017年9月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発・人事統括 2019年4月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発管掌 2021年9月 デジタル庁 最高技術責任者(現任) 2022年1月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長 2024年8月 株式会社グリー 代表取締役社長(現任) 2025年1月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー本部長(現任) (重要な兼職の状況) デジタル庁 最高技術責任者 株式会社グリー 代表取締役社長	(注)4	1,876

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高財務責任者 投資事業本部長	大矢 俊樹	1969年12月16日生	1992年4月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入社 1994年3月 公認会計士登録 1999年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現：SBIホールディングス株式会社）入社 2003年2月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）入社 2005年6月 株式会社クレオ 取締役 2011年4月 株式会社クレオ 代表取締役 2012年4月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）最高財務責任者 執行役員 2014年6月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）取締役 最高財務責任者 常務執行役員 2015年6月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）副社長執行役員 最高財務責任者 2018年4月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）会長室シニアアドバイザー 2018年9月 当社取締役 2018年9月 株式会社ボケラボ 取締役 2018年10月 当社取締役上級執行役員 コーポレート統括 2019年5月 ファンブックス株式会社（現：グリーエンターテインメント株式会社）取締役 2019年10月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌 2020年2月 株式会社WFS 取締役 2021年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌、投資・インキュベーション事業管掌 2022年1月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業担当 2022年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業本部長 2023年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、経営戦略本部長 2024年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資事業本部長 2024年8月 株式会社グリー 取締役 2025年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 投資事業本部長（現任）	(注) 4	166

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長	小竹 謙久	1974年11月27日生	2000年4月 株式会社博報堂入社 2008年11月 当社入社 2009年1月 当社マーケティング部長 2009年7月 当社執行役員 マーケティング部長 2010年8月 当社執行役員 マーケティング本部長 2011年4月 当社執行役員 マーケティング事業本部長 2013年9月 当社取締役執行役員 マーケティング事業本部長 2013年11月 当社取締役執行役員 Web Game事業統括本部 Web Game事業本部長 2014年9月 当社取締役執行役員 Japan Game事業副本部長 2015年10月 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 2015年10月 ファンプレックス株式会社(現:グリーエンターテインメント株式会社) 取締役 2017年9月 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業管掌 2020年2月 株式会社ポケラボ 取締役 2020年2月 株式会社WFS 取締役 2021年7月 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業管掌 2021年7月 グリーエンターテインメント株式会社 代表取締役社長 2022年1月 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテインメント事業本部長 2022年7月 当社取締役上級執行役員 新規事業開発担当 2023年2月 REALITY株式会社 取締役(現任) 2023年7月 当社取締役上級執行役員 経営戦略副本部長 2023年11月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 経営戦略副本部長 2023年12月 Glossom株式会社(現:グリーエックス株式会社) 取締役(現任) 2024年7月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 事業開発室長、コーポレート副本部長 2025年1月 株式会社WFS 取締役(現任) 2025年7月 グリーエンターテインメント株式会社 取締役(現任) 2025年7月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長(現任) (重要な兼職の状況) REALITY株式会社 取締役 グリーエックス株式会社 取締役 株式会社WFS 取締役 グリーエンターテインメント株式会社 取締役	(注) 4	356

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 メタバース事業本部長 IP事業本部長	荒木 英士	1982年7月15日生	2001年5月 有限会社ニューロン(現:ユナイテッド株式会社)入社 2002年12月 株式会社ニューロン(現:ユナイテッド株式会社)取締役 2004年8月 株式会社フラクタリスト(現:ユナイテッド株式会社)入社 2005年8月 当社入社 2010年9月 当社メディア開発本部 ソーシャルネットワーク統括部長 2011年7月 当社北米事業本部 メディア開発部 統括部長 2013年9月 当社取締役執行役員 ネイティブゲーム事業本部 ネイティブゲーム事業統括部長 2013年11月 当社取締役執行役員 Native Game事業統括本部 Native Game事業本部長 2014年2月 株式会社Wright Flyer Studios(現:株式会社WFS) 代表取締役社長 2014年9月 当社取締役執行役員 Japan Game事業本部長 2015年10月 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 2016年1月 当社取締役執行役員 Wright Flyer Studios 事業統括 2017年9月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業統括 2018年4月 株式会社Wright Flyer Live Entertainment(現:REALITY株式会社) 代表取締役社長(現任) 2018年7月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業管掌 2020年7月 株式会社WFS 取締役 2020年10月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業管掌、REALITY事業管掌 2022年1月 当社取締役上級執行役員 REALITY事業本部長 2022年6月 当社取締役上級執行役員 メタバース事業本部長 2023年2月 Glossom株式会社(現:グリーエックス株式会社) 取締役 2025年4月 当社取締役上級執行役員 メタバース事業本部長、IP事業本部長(現任) 2025年4月 グリーエンターテインメント株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) REALITY株式会社 代表取締役社長 グリーエンターテインメント株式会社 取締役	(注)4	127

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 ゲーム事業本部長	前田 悠太	1982年 7月26日生	2006年 4月 株式会社ジャフコ入社 2009年 7月 株式会社ポケラボ（現：株式会社マイネット ゲームス）入社 2011年12月 株式会社ポケラボ（現：株式会社マイネット ゲームス）代表取締役社長 2012年11月 当社入社 2012年12月 当社メディア事業本部 ポケラボ事業部長 2013年 8月 当社ネイティブゲーム事業本部 ポケラボ事 業部長 2013年 9月 当社取締役執行役員 ネイティブゲーム事業 本部 ポケラボ事業部長 2013年11月 当社取締役執行役員 Native Game事業統括本 部 Native Game事業本部 ポケラボ事業部長 2014年 9月 当社取締役執行役員 Pokelabo・Asia事業本 部部長 2015年10月 当社取締役執行役員 Pokelabo・Asia事業統 括 2016年 4月 株式会社ポケラボ 代表取締役社長 2017年 9月 当社取締役上級執行役員 Pokelabo・Asia事 業統括 2019年 4月 株式会社WFS 取締役 2019年10月 当社取締役上級執行役員 Pokelabo・Asia事 業管掌 2020年 4月 ファンプレックス株式会社（現：グリーエン ターテインメント株式会社）取締役 2021年10月 株式会社WFS 代表取締役副社長 2022年 1月 当社取締役上級執行役員 Pokelabo・Asia事 業本部長、Wright Flyer Studios事業本部長 2022年 4月 グリーエンターテインメント株式会社 代表 取締役副社長 2022年 7月 当社取締役上級執行役員 ゲーム・アニメ事 業本部長 2022年 7月 グリーエンターテインメント株式会社 代表 取締役社長 2023年 2月 REALITY株式会社 取締役（現任） 2023年 2月 Glossom株式会社（現：グリーエックス株 会社） 取締役 2023年 7月 グリーエンターテインメント株式会社 代表 取締役副社長 2024年 8月 株式会社グリー 取締役（現任） 2025年 1月 株式会社WFS 取締役副社長（現任） 2025年 4月 当社取締役上級執行役員 ゲーム事業本部長 （現任） （重要な兼職の状況） REALITY株式会社 取締役 株式会社グリー 取締役 株式会社WFS 取締役副社長	(注) 4	271

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	夏野 剛	1965年3月17日生	1988年4月 東京ガス株式会社入社 1996年6月 株式会社ハイパーネット 取締役副社長 1997年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現: 株式会社NTTドコモ)入社 2005年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現:株 式会社NTTドコモ)執行役員マルチメディア サービス部長 2008年5月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授 2008年6月 セガサミーホールディングス株式会社 社外 取締役 2008年6月 ぴあ株式会社 取締役 2008年6月 トランスコスモス株式会社 社外取締役 2008年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締 役 2008年6月 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(現: 株式会社NTTドコモ) 取締役 2008年12月 株式会社ダウンゴ 取締役 2009年6月 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 2009年9月 当社社外取締役(現任) 2010年12月 株式会社U-NEXT(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 社外取締役(現任) 2013年6月 トレンダーズ株式会社 社外取締役 2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO(現:株式会 社KADOKAWA) 取締役 2016年6月 トランスコスモス株式会社 社外取締役(監 査等委員)(現任) 2016年8月 日本オラクル株式会社 社外取締役(現任) 2017年6月 株式会社AWSホールディングス(現:株式会 社Ubicomホールディングス)社外取締役 2018年6月 株式会社ムービーウォーカー 代表取締役会 長 2018年10月 株式会社ブックウォーカー(現:株式会 社ダウンゴ) 取締役 2019年2月 株式会社ダウンゴ 代表取締役社長(現任) 2020年4月 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授(現 任) 2021年6月 株式会社KADOKAWA 代表取締役社長 2022年6月 株式会社ブックウォーカー(現:株式会 社ダウンゴ) 取締役 2023年6月 株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer(現任) (重要な兼職の状況) トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ダウンゴ 代表取締役社長 株式会社U-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル株式会社 社外取締役 株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授	(注)4	47

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	飯島 一暢	1947年1月4日生	1972年4月 三菱商事株式会社入社 1995年4月 三菱商事株式会社本社メディア放送事業部長 1997年5月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス)入社 2001年6月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス)執行役員経営企画局長 2004年6月 株式会社WOWOW 社外取締役 2006年6月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス)取締役経営企画局長 2007年4月 スカパーJSAT株式会社(現:株式会社スカパーJSATホールディングス)取締役 2007年6月 株式会社フジテレビジョン(現:株式会社フジ・メディア・ホールディングス)常務取締役 2008年10月 株式会社フジテレビジョン 常務取締役 2012年6月 株式会社サンケイビル 代表取締役社長(現任) 2012年9月 当社社外取締役(現任) 2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構 代表取締役会長 2017年6月 株式会社海外需要開拓支援機構 取締役会長 (重要な兼職の状況) 株式会社サンケイビル 代表取締役社長	(注)4	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	水野 道訓	1958年3月10日生	1981年4月 株式会社CBS・ソニー（現：株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント）入社 2003年2月 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ 代表取締役社長 2005年6月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ（現：株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ）代表取締役執行役員副社長 2006年6月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ（現：株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ）代表取締役執行役員社長 2008年6月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブソリューション&ライツビジネスグループ 代表 2014年2月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブCOO 2015年6月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役CEO 2015年6月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）執行役員 2018年6月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）常務執行役員 2019年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役会長 2020年6月 公益財団法人ソニー音楽財団 理事長（現任） 2020年6月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 顧問 2022年9月 株式会社ブシロード 社外取締役（現任） 2023年6月 株式会社ハピネット 社外取締役（現任） 2023年9月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ブシロード 社外取締役 株式会社ハピネット 社外取締役 公益財団法人ソニー音楽財団 理事長	(注) 4	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常勤監査等委員	高木 憲一郎	1959年 5月12日生	1983年 4月 日本電信電話公社(現:NTT株式会社) 入社 1991年 3月 第二電電株式会社(現:KDDI株式会社)入社 2009年 4月 第二電電株式会社(現:KDDI株式会社) 経営管理本部長 2010年 3月 株式会社ジュビターテレコム(現:JCOM株式会社) 監査役 2010年10月 KDDI株式会社 理事経営管理本部長 2013年 4月 KDDI株式会社 理事コンシューマ事業企画本部長 2015年 4月 KDDI株式会社 執行役員コンシューマ事業企画本部長 2018年 1月 株式会社イーオンホールディングス 代表取締役社長 2020年 4月 KDDI株式会社 常勤監査役 2024年 9月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	島 宏一	1957年12月5日生	1983年5月 株式会社日本リクルートセンター（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 1994年4月 株式会社リクルートフロムエー（現：株式会社リクルート）総務人事部長 1997年7月 株式会社リクルートフロムエー（現：株式会社リクルート）取締役 2001年4月 株式会社リクルート 財務マネジメント室 エグゼクティブマネージャー 2003年4月 株式会社リクルート 執行役員 2008年4月 株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ（現：株式会社リクルート）代表取締役社長 2010年4月 株式会社リクルート 顧問 2010年6月 株式会社リクルート 常勤監査役 2012年10月 株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 2016年9月 当社社外監査役 2016年9月 株式会社リグア 社外取締役 2018年4月 日本電解株式会社 社外取締役（監査等委員） 2020年5月 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役（現任） 2020年6月 株式会社コスモスイニシア 社外取締役（現任） 2020年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 UTグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 UTグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	渡辺 伸行	1972年 8月 7日生	1999年 4月 弁護士登録・TMI総合法律事務所 入所 2007年 1月 TMI総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2012年 6月 株式会社クレオ 社外監査役 2018年11月 株式会社創通 社外監査役 2020年 9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所 パートナー弁護士	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	芦澤 美智子	1972年10月23日生	1996年10月 KPMG センチュリー監査法人国際部（現：有限責任あずさ監査法人）入社 2003年4月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）入社 2003年9月 株式会社産業再生機構入社 2006年2月 アドバンテッジパートナーズLLP（現：株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社 2013年4月 横浜市立大学 国際商学部 准教授 2016年6月 ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 2018年6月 NECネットワークスアイ株式会社 社外取締役（指名・報酬委員会委員長） 2020年6月 日本発条株式会社 社外監査役 2022年8月 スタンフォード大学客員研究員 2023年9月 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授（現任） 2023年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）（重要な兼職の状況） 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授	(注) 6	-
計					113,794

- (注) 1. 取締役夏野剛、取締役飯島一暢、取締役水野道訓は、社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員高木憲一郎、監査等委員島宏一、監査等委員渡辺伸行、監査等委員芦澤美智子は、社外取締役であります。
3. 当社は、経営の戦略的意思決定機能・業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、意思決定と業務執行の質とスピードを上げ、企業価値向上を目指すため執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は8名であります。
4. 2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2023年6月期に係る定時株主総会終結の時から2025年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 代表取締役会長兼社長である田中良和の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社セコイアの株式数も合算して記載しております。

b. 2025年9月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」及び「監査等委員である取締役1名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

男性11名 女性1名 （役員のうち女性の比率8%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長 最高経営責任者	田中 良和	1977年2月18日生	1999年4月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社（現：ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）入社 2000年2月 楽天株式会社（現：楽天グループ株式会社）入社 2004年12月 当社設立、代表取締役社長 2013年11月 当社代表取締役社長 新規事業統括本部長 2014年3月 当社代表取締役社長 コマース・メディア事業統括本部長 2014年9月 当社代表取締役社長 2014年9月 当社代表取締役会長兼社長 2016年10月 当社代表取締役会長兼社長 新領域事業統括 2017年3月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業統括 2019年10月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業管掌 2022年1月 当社代表取締役会長兼社長 広告・メディア事業本部長 2022年5月 当社代表取締役会長兼社長 コマース事業本部長、DX事業本部長 2023年8月 株式会社セコイア（旧：有限会社セコイア）代表取締役社長（現任） 2024年7月 当社代表取締役会長兼社長 2024年10月 当社代表取締役会長兼社長 最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社セコイア 代表取締役社長	(注) 4	110,943 (注) 7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー 本部長	藤本 真樹	1979年2月17日生	2001年4月 株式会社アストラスタジオ入社 2003年1月 有限会社チューンビズ入社 2005年6月 当社取締役 2010年8月 当社取締役執行役員 最高技術責任者 プラットフォーム開発本部長 2011年7月 当社取締役執行役員 最高技術責任者 開発本部長 2012年9月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発本部長 2013年11月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括本部長 2015年10月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発統括 2016年7月 株式会社ボケラボ 取締役 2016年10月 当社取締役執行役員常務 最高技術責任者 開発・人事統括 2017年3月 ファンプレックス株式会社(現:グリーエンターテインメント株式会社) 取締役 2017年9月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発・人事統括 2019年4月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発管掌 2021年9月 デジタル庁 最高技術責任者(現任) 2022年1月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 開発本部長 2024年8月 株式会社グリー 代表取締役社長(現任) 2025年1月 当社取締役上級執行役員 最高技術責任者 ビジネス・テクノロジー本部長(現任) (重要な兼職の状況) デジタル庁 最高技術責任者 株式会社グリー 代表取締役社長	(注)4	1,876

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高財務責任者 投資事業本部長	大矢 俊樹	1969年12月16日生	1992年4月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入社 1994年3月 公認会計士登録 1999年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現：SBIホールディングス株式会社）入社 2003年2月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）入社 2005年6月 株式会社クレオ 取締役 2011年4月 株式会社クレオ 代表取締役 2012年4月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）最高財務責任者 執行役員 2014年6月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）取締役 最高財務責任者 常務執行役員 2015年6月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）副社長執行役員 最高財務責任者 2018年4月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）会長室シニアアドバイザー 2018年9月 当社取締役 2018年9月 株式会社ポケラボ 取締役 2018年10月 当社取締役上級執行役員 コーポレート統括 2019年5月 ファンブックス株式会社（現：グリーンターテインメント株式会社）取締役 2019年10月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌 2020年2月 株式会社WFS 取締役 2021年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート管掌、投資・インキュベーション事業管掌 2022年1月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業担当 2022年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資・インキュベーション事業本部長 2023年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、経営戦略本部長 2024年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長、投資事業本部長 2024年8月 株式会社グリー 取締役 2025年7月 当社取締役上級執行役員 最高財務責任者 投資事業本部長（現任）	(注) 4	166

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長	小竹 謙久	1974年11月27日生	2000年4月 株式会社博報堂入社 2008年11月 当社入社 2009年1月 当社マーケティング部長 2009年7月 当社執行役員 マーケティング部長 2010年8月 当社執行役員 マーケティング本部長 2011年4月 当社執行役員 マーケティング事業本部長 2013年9月 当社取締役執行役員 マーケティング事業本部長 2013年11月 当社取締役執行役員 Web Game事業統括本部 Web Game事業本部長 2014年9月 当社取締役執行役員 Japan Game事業副本部長 2015年10月 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 ファンプレックス株式会社(現:グリーエン ターテインメント株式会社) 取締役 2017年9月 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業統 括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 Japan Game事業管 掌 2020年2月 株式会社ポケラボ 取締役 2020年2月 株式会社WFS 取締役 2021年7月 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテ インメント事業管掌 2021年7月 グリーエンターテインメント株式会社 代表 取締役社長 2022年1月 当社取締役上級執行役員 グリーエンターテ インメント事業本部長 2022年7月 当社取締役上級執行役員 新規事業開発担当 2023年2月 REALITY株式会社 取締役(現任) 2023年7月 当社取締役上級執行役員 経営戦略副本部長 2023年11月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 経 営戦略副本部長 2023年12月 Glossom株式会社(現:グリーエックス株式 会社) 取締役(現任) 2024年7月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 事 業開発室長、コーポレート副本部長 2025年1月 株式会社WFS 取締役(現任) 2025年7月 グリーエンターテインメント株式会社 取締 役(現任) 2025年7月 当社取締役上級執行役員 最高戦略責任者 コーポレート本部長(現任) (重要な兼職の状況) REALITY株式会社 取締役 グリーエックス株式会社 取締役 株式会社WFS 取締役 グリーエンターテインメント株式会社 取締役	(注) 4	356

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上級執行役員 メタバース事業本部長 IP事業本部長	荒木 英士	1982年 7月15日生	2001年 5月 有限会社ニューロン（現：ユナイテッド株式会社）入社 2002年12月 株式会社ニューロン（現：ユナイテッド株式会社）取締役 2004年 8月 株式会社フラクタリスト（現：ユナイテッド株式会社）入社 2005年 8月 当社入社 2010年 9月 当社メディア開発本部 ソーシャルネットワーク統括部長 2011年 7月 当社北米事業本部 メディア開発部 統括部長 2013年 9月 当社取締役執行役員 ネイティブゲーム事業本部 ネイティブゲーム事業統括部長 2013年11月 当社取締役執行役員 Native Game事業統括本部 Native Game事業本部長 2014年 2月 株式会社Wright Flyer Studios（現：株式会社WFS）代表取締役社長 2014年 9月 当社取締役執行役員 Japan Game事業本部長 2015年10月 当社取締役執行役員 Japan Game事業統括 2016年 1月 当社取締役執行役員 Wright Flyer Studios 事業統括 2017年 9月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業統括 2018年 4月 株式会社Wright Flyer Live Entertainment（現：REALITY株式会社）代表取締役社長（現任） 2018年 7月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業統括 2019年10月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer事業管掌 2020年 7月 株式会社WFS 取締役 2020年10月 当社取締役上級執行役員 Wright Flyer Studios事業管掌、REALITY事業管掌 2022年 1月 当社取締役上級執行役員 REALITY事業本部長 2022年 6月 当社取締役上級執行役員 メタバース事業本部長 2023年 2月 Glossom株式会社（現：グリーエックス株式会社）取締役 2025年 4月 当社取締役上級執行役員 メタバース事業本部長、IP事業本部長（現任） 2025年 4月 グリーエンターテインメント株式会社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） REALITY株式会社 代表取締役社長 グリーエンターテインメント株式会社 取締役	(注) 4	127

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	夏野 剛	1965年3月17日生	1988年4月 東京ガス株式会社入社 1996年6月 株式会社ハイパーネット 取締役副社長 1997年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現: 株式会社NTTドコモ)入社 2005年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現:株 式会社NTTドコモ)執行役員マルチメディア サービス部長 2008年5月 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授 2008年6月 セガサミーホールディングス株式会社 社外 取締役 2008年6月 ぴあ株式会社 取締役 2008年6月 トランスコスモス株式会社 社外取締役 2008年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締 役 2008年6月 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(現: 株式会社NTTドコモ) 取締役 2008年12月 株式会社ダウンゴ 取締役 2009年6月 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 2009年9月 当社社外取締役(現任) 2010年12月 株式会社U-NEXT(現:株式会社U-NEXT HOLDINGS) 社外取締役(現任) 2013年6月 トレンダーズ株式会社 社外取締役 2014年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO(現:株式会 社KADOKAWA) 取締役 2016年6月 トランスコスモス株式会社 社外取締役(監 査等委員)(現任) 2016年8月 日本オラクル株式会社 社外取締役(現任) 2017年6月 株式会社AWSホールディングス(現:株式会 社Ubicomホールディングス)社外取締役 2018年6月 株式会社ムービーウォーカー 代表取締役会 長 2018年10月 株式会社ブックウォーカー(現:株式会社ド ワンゴ) 取締役 2019年2月 株式会社ダウンゴ 代表取締役社長(現任) 2020年4月 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授(現 任) 2021年6月 株式会社KADOKAWA 代表取締役社長 2022年6月 株式会社ブックウォーカー(現:株式会 社ダウンゴ) 取締役 2023年6月 株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer(現任) (重要な兼職の状況) トランスコスモス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ダウンゴ 代表取締役社長 株式会社U-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル株式会社 社外取締役 株式会社KADOKAWA 取締役 代表執行役社長 Chief Executive Officer 近畿大学 情報学研究所長 特別招聘教授	(注)4	47

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	飯島 一暢	1947年 1月 4日生	1972年 4月 三菱商事株式会社入社 1995年 4月 三菱商事株式会社本社メディア放送事業部長 1997年 5月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）入社 2001年 6月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）執行役員 経営企画局長 2004年 6月 株式会社WOWOW 社外取締役 2006年 6月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）取締役 経営企画局長 2007年 4月 スカパーJSAT株式会社（現：株式会社スカパーJSATホールディングス）取締役 2007年 6月 株式会社フジテレビジョン（現：株式会社フジ・メディア・ホールディングス）常務取締役 2008年10月 株式会社フジテレビジョン 常務取締役 2012年 6月 株式会社サンケイビル 代表取締役社長（現任） 2012年 9月 当社社外取締役（現任） 2013年11月 株式会社海外需要開拓支援機構 代表取締役 会長 2017年 6月 株式会社海外需要開拓支援機構 取締役 会長（重要な兼職の状況） 株式会社サンケイビル 代表取締役社長	(注) 4	5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	水野 道訓	1958年3月10日生	1981年4月 株式会社CBS・ソニー（現：株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント）入社 2003年2月 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ 代表取締役社長 2005年6月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ（現：株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ）代表取締役執行役員副社長 2006年6月 株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ（現：株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ）代表取締役執行役員社長 2008年6月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブソリューション&ライセンスビジネスグループ 代表 2014年2月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント コーポレート・エグゼクティブCOO 2015年6月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役CEO 2015年6月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）執行役員 2018年6月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）常務執行役員 2019年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 代表取締役会長 2020年6月 公益財団法人ソニー音楽財団 理事長（現任） 2020年6月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 顧問 2022年9月 株式会社ブシロード 社外取締役（現任） 2023年6月 株式会社ハピネット 社外取締役（現任） 2023年9月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ブシロード 社外取締役 株式会社ハピネット 社外取締役 公益財団法人ソニー音楽財団 理事長	(注) 4	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常勤監査等委員	高木 憲一郎	1959年 5月12日生	1983年 4月 日本電信電話公社（現：NTT株式会社）入社 1991年 3月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）入社 2009年 4月 第二電電株式会社（現：KDDI株式会社）経営管理本部長 2010年 3月 株式会社ジュビターテレコム（現：JCOM株式会社）監査役 2010年10月 KDDI株式会社 理事経営管理本部長 2013年 4月 KDDI株式会社 理事コンシューマ事業企画本部長 2015年 4月 KDDI株式会社 執行役員コンシューマ事業企画本部長 2018年 1月 株式会社イーオンホールディングス 代表取締役社長 2020年 4月 KDDI株式会社 常勤監査役 2024年 9月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	島 宏一	1957年12月5日生	1983年5月 株式会社日本リクルートセンター（現：株式会社リクルートホールディングス）入社 1994年4月 株式会社リクルートフロムエー（現：株式会社リクルート） 総務人事部長 1997年7月 株式会社リクルートフロムエー（現：株式会社リクルート） 取締役 2001年4月 株式会社リクルート 財務マネジメント室 エグゼクティブマネージャー 2003年4月 株式会社リクルート 執行役員 2008年4月 株式会社リクルートメディアコミュニケーションズ（現：株式会社リクルート） 代表取締役社長 2010年4月 株式会社リクルート 顧問 2010年6月 株式会社リクルート 常勤監査役 2012年10月 株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 2016年9月 当社社外監査役 2016年9月 株式会社リグア 社外取締役 2018年4月 日本電解株式会社 社外取締役（監査等委員） 2020年5月 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役（現任） 2020年6月 株式会社コスモスイニシア 社外取締役（現任） 2020年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年6月 UTグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社北の達人コーポレーション 社外取締役 株式会社コスモスイニシア 社外取締役 UTグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	渡辺 伸行	1972年 8月 7日生	1999年 4月 弁護士登録・TMI総合法律事務所 入所 2007年 1月 TMI総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2012年 6月 株式会社クレオ 社外監査役 2018年11月 株式会社創通 社外監査役 2020年 9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所 パートナー弁護士	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	芦澤 美智子	1972年10月23日生	1996年10月 KPMG センチュリー監査法人国際部（現：有限責任あずさ監査法人）入社 2003年4月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）入社 2003年9月 株式会社産業再生機構入社 2006年2月 アドバンテッジパートナーズLLP（現：株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社 2013年4月 横浜市立大学 国際商学部 准教授 2016年6月 ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 2018年6月 NECネットエスアイ株式会社 社外取締役（指名・報酬委員会委員長） 2020年6月 日本発条株式会社 社外監査役 2022年8月 スタンフォード大学客員研究員 2023年9月 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授（現任） 2023年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）（重要な兼職の状況） 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 准教授	(注) 6	-
計					113,523

(注) 1. 取締役夏野剛、取締役飯島一暢、取締役水野道訓は、社外取締役であります。

2. 常勤監査等委員高木憲一郎、監査等委員島宏一、監査等委員渡辺伸行、監査等委員芦澤美智子は、社外取締役であります。

3. 当社は、経営の戦略的意思決定機能・業務執行監督機能と業務執行機能とを分離し、意思決定と業務執行の質とスピードを上げ、企業価値向上を目指すため執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は8名であります。

4. 2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 2025年6月期に係る定時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

7. 代表取締役会長兼社長である田中良和の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社セコイアの株式数も合算して記載しております。

社外役員の状況

a 社外取締役との関係並びに企業統治において果たす機能と役割

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名であります。社外取締役夏野剛は、通信・インターネット業界における知識・経験から、当社の事業戦略、サービス開発等に関し、当社の経営に貢献しております。社外取締役飯島一暢は、メディア業界における知識・経験から、当社の経営に貢献できるとの判断により当社から就任を要請しております。社外取締役水野道訓は、エンターテインメント業界と企業経営に関する知識・経験から、当社の経営に貢献できるとの判断により当社から就任を要請しております。

社外取締役は、原則毎月1回開催される取締役会に出席し、客観的・中立な立場から、職務執行の監督・助言を積極的に行っております。

b 監査等委員である社外取締役との関係並びに企業統治において果たす機能と役割

当社の監査等委員である社外取締役は4名であります。社外取締役高木憲一郎は通信及びインターネット事業会社における、事業企画・経営管理並びに監査役としての豊富な経験と見識を有しております。このことから独立かつ中立の立場で当社の監査業務を適切に遂行できると判断し、当社から就任を要請しております。社外取締役島宏一は、人材及びインターネットサービス事業会社において執行役員及び子会社代表取締役を歴任し、業界における幅広い経験と見識を有し、また、監査役としての複数社の経験と実績も有しております。このことから事業経験に基づいた取締役会等での助言や提言を期待し、当社から就任を要請しております。社外取締役渡辺伸行は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての立場から、当社の法律に係る事項・コンプライアンス・企業統治に関する提言・助言及び当社取締役の職務の執行につき提言・助言を期待し、当社から就任を要請しております。社外取締役芦澤美智子は、監査法人での公認会計士としての経験、産業再生機構での企業の変革プロジェクトや企業再生M&Aの研究に携わるなど、研究者として経営管理全般に関する深い見識を有しており、当社のコンプライアンス体制並びに企業統治の構築及び維持に加え、その知見に基づいた取締役会での助言や提言をしております。

当社では、会社の執行部門からの独立性を確保するため、監査等委員全員を社外取締役で構成しております。取締役会等の重要な会議への出席、重要な書類の閲覧等を通じて監査を行っております。

- c 社外取締役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
本書提出日現在、社外取締役との間に、下記のとおり資本的关系があります。

社外取締役	夏野 剛	所有株式数47千株
社外取締役	飯島 一暢	所有株式数5千株
社外取締役	水野 道訓	所有株式数3千株

なお、当社は、社外取締役である夏野剛氏が取締役代表執行役社長を務める株式会社KADOKAWAとの間で、持株会社体制への移行前においてゲームの共同開発、運用及びゲームのコラボによるロイヤルティの支払い等に関する取引がありましたが、その内容・金額に照らして、独立性に影響を与えるおそれがないものと判断されることから、概要の記載を省略しております。

上記以外に、社外取締役6名と当社との間には、特別な人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

- d 社外取締役の独立性に関する考え方及び独立性の基準又は方針

当社は東京証券取引所のガイドラインが定める独立性基準、及び会社法が定める社外取締役の要件を踏まえ、社外取締役の独立性判断基準を制定しております。社外取締役が下記1.から7.いずれにも該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

1. 当社及び当社子会社の業務執行者
2. 当社を主要な取引先とする者（注1）又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（注2）又はその業務執行者
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者
6. 上記1～5の近親者（注4）
7. 過去3年間に於いて1～5に該当していた者

注1：「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上となる場合を指す。

注2：「当社の主要な取引先」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上である取引先を指す。

注3：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は当社との取引額が連結売上高の2%を超えることを指す。

注4：「近親者」とは、配偶者及び二親等以内の親族を指す。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換等を通じて、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会の組織、人員及び手続について

a 監査等委員会の活動状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名を含む独立社外取締役4名で構成されています。監査等委員会は「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づき決議された監査方針・監査計画に従い、内部統制システムの構築及び運用状況について取締役及び執行役員ほか重要な使用人から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、監査等委員会は、監査等委員である取締役を除く取締役の利益相反取引、監査計画(予算を含む)、会計監査人の報酬・非保証業務への同意、会計監査人の評価、会計監査人との監査上の主要な検討事項(KAM)、監査報告書の作成等について検討を行いました。監査等委員会は、原則として取締役会開催に先立ち月次で開催され、本会において監査等委員間の情報共有及び内部監査室から各種監査結果の報告が行われました。なお、監査等委員会の平均所要時間は1時間程度であり、年間を通じ以下のような決議・協議・報告がなされました。

なお当社は、2025年9月29日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されれば、監査等委員会は引き続き常勤監査等委員1名を含む独立社外取締役4名で構成されることとなります。

(決議)

年間監査方針及び監査計画・年間監査費用予算・監査等委員会監査報告書・会計監査人の評価及び再任又は不再任・会計監査人の報酬等に関する同意・取締役(監査等委員を除く)の指名・報酬に関する意見の決定・監査等委員の選任議案に関する同意等

(協議)

監査等委員の報酬

(報告)

親会社及び子会社の重要な支払取引の監査報告・重要な子会社への往査報告・会計監査人からの第1・3四半期の監査経過報告、半期のレビュー結果及び期末監査の報告・各種内部監査の報告・主要な子会社の監査役からの報告・取締役会議題事前確認等

また、監査等委員会における具体的な検討内容は以下のとおりです。

- ・監査方針及び監査計画
- ・企業集団の内部統制システムの整備及び運用状況の有効性
- ・コンプライアンス及びリスク管理態勢
- ・会計監査人の計算書類等の監査方法及び結果の相当性
- ・会計監査人の評価・選任

b 監査等委員の活動状況

各監査等委員は、監査等委員会で決定された監査の方針及び業務分担等に従い、以下の内容で監査を行いました。

(イ)常勤の監査等委員の活動等

代表取締役社長への職務執行状況の聴取等・取締役会及び経営会議ほか重要な会議体への出席・取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会への出席・業務執行取締役及び執行役員ほか重要な使用人への聴取等・重要な子会社への往査・親会社及び子会社の重要な支払取引の監査・内部監査室との連携による内部監査の状況確認・子会社監査役との連携による子会社の状況確認・会計監査人との連携による会計監査の状況確認

(ロ)非常勤の監査等委員の活動等

取締役会等への出席・重要課題に対する経験と知見からの助言・提言

なお、当事業年度における各監査等委員の監査等委員会及び取締役会への出席状況は以下のとおりです。

氏名	当事業年度の監査等委員会の出席率	当事業年度の実績取締役会への出席率
高木 憲一郎 (常勤)	100% (10回中10回)	100% (11回中11回)
島 宏一	100% (13回中13回)	92% (13回中12回)
渡辺 伸行	100% (13回中13回)	100% (13回中13回)
芦澤 美智子	100% (13回中13回)	100% (13回中13回)

内部監査の状況

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室が内部監査を実施しております。内部監査室は事業年度ごとに策定され代表取締役社長の承認を得た内部監査年間基本計画に基づき内部監査を行っております。本計画は取締役会と監査等委員会にも報告されます。全ての監査結果は代表取締役社長と監査等委員会に適時に報告されます。さらに重要な発見事項については取締役会にも報告が行われます。被監査部門に対して監査で指摘された不備の改善進捗状況を報告させることにより、内部監査機能の高い実効性が確保されております。

当社は監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置しております。内部監査室の全室員は監査等委員会室を兼務していることから、監査等委員会と内部監査室は監査活動において必要な情報が常に同期されております。具体的には常勤監査等委員と内部監査室は週次で監査活動及び会社の状況について情報交換を行っております。また、内部監査室は監査等委員会に毎回出席して内部監査結果及び会社及び主要な子会社に係る情報を適時に報告しております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

19年間

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 原科 博文
 指定有限責任社員 業務執行社員 新井 慎吾

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名
 その他 26名

e 監査法人の選定方針と理由

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合など解任又は不再任が妥当だと判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

(会計監査人再任の理由)

監査等委員会は、監査等委員会で定めた「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」、「会計監査人の評価チェックリスト」及び関係する業務執行部門(財務経理部及び内部監査室)から聴取した意見に基づき、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人とする再任決議を行いました。

なお、EY新日本有限責任監査法人に「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に該当する事項はありません。

f 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査等委員会が定めた方針と評価基準に則り、加えて関係する業務執行部門から聴取した意見に基づき、会計監査人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等による報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	67	2	65	12
連結子会社	5	-	5	-
計	72	2	71	12

前連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、主に社債発行に関するコンフォートレター作成業務の委託であります。

当連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、主に個人情報管理体制の整備等に関するアドバイザリー業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	53	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	53	-	-

前連結会計年度

当社における非監査業務の内容は、主に各種アドバイザリー業務であります。

当連結会計年度

当社における非監査業務はありません。

c 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する監査報酬は、会計監査人から提示された監査計画・職務執行状況・報酬見積等に基づき、会計監査人との協議のうえ決定しております。なお、会計監査人の独立性確保の観点から、監査報酬の額の決定に関して監査等委員会の同意を得ております。

d 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容・職務の執行状況・報酬見積りの算出根拠などを確認しました。これらに基づき検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び3項に定める同意を行いました。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、2022年8月開催の取締役会において以下のとおり決定いたしました。なお、当該決定に際してはその内容について報酬委員会へ予め諮問し、答申を受けております。

a 個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

イ 報酬水準

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額については、優秀な人材を確保し続けるために競争力のある報酬体系となるよう、業績、当該取締役の役割責任の大きさ、従業員給与との均衡等を考慮し、国内外の同業種又は同規模の他企業と比較の上で決定しております。

ロ 報酬構成

社内取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬としての信託型株式報酬、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションにより構成し、社外取締役及び社内取締役(非業務執行取締役)の報酬は、独立性の観点から業績に左右されない固定報酬としての基本報酬のみで構成しております。

固定報酬としての基本報酬は月例、信託型株式報酬は、取締役の在任中に付与したポイントに基づき、毎年、株式の交付及び株式の換価処分相当額の金銭の支給を行うものとしております。他方、権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションは導入時に一括して支給を行うものとしております。

b 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬については、上記方針を基とし、全社業績への責任及び役割に応じた固定報酬と株式報酬の比率を設定しております。

c 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

基本報酬については、株主総会での決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、個人別の額を決定しております。

信託型株式報酬については、株主総会での決議の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、取締役会決議により決定された株式交付規程に基づき個人別の付与ポイントを決定しております。

権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションについては、取締役会の諮問機関である報酬委員会における審議を通じた提言を参考に、取締役会決議により募集事項を決定した上で、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役会長が個人別の割当個数を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員の報酬額の範囲内で、各監査等委員の報酬額を、監査等委員の協議によって決定しております。

なお、当社は2025年8月21日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とした報酬制度及び個別報酬を下記のとおり改定することを決議し、「取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件」を2025年9月29日開催予定の第21回定時株主総会に付議することといたしました。本件決議に関しては、あらかじめ報酬委員会への諮問及び答申を経ております。

a 個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針

イ 報酬水準

外部専門機関による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較した上で、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。

ロ 報酬構成

当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬並びに業績連動報酬である短期インセンティブとしての単年度賞与及び中長期インセンティブとしての株式報酬の3つで構成されております。

なお、社外取締役は客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うこと、監査等委員は客観的立場から取締役の職務の執行を監督する役割を担うことから、それぞれ基本報酬のみを支給しております。

b 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績との連動性・株主との利害共有性の高い制度とするため、標準業績評価の報酬構成はいずれの役位においても基本報酬：単年度賞与：株式報酬の比率を概ね1：1：1としております。

c 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針を、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会での諮問並びに取締役会での審議を経て、株主総会での決議の範囲内で決定しております。

固定報酬である基本報酬については、取締役会で決議した金額を支給しております。

変動報酬である単年度賞与及び業績連動型株式報酬については、取締役会で決議した標準額・インセンティブカーブに基づいて業績連動指標の実績を反映した上で、報酬委員会において、評価期間における達成度及び各指標に関する事項の進捗等を含めて総合的に考慮の上、最終的な支給率を決定しております。

個人業績評価に基づいて支給額を決定する個人業績連動報酬については、代表取締役会長兼社長最高経営責任者（以下CEO）については報酬委員会で、CEO以外についてはCEOが評価を行って報酬委員会に提案を行い、報酬委員会がその内容を確認した上で評価を決定して支給額を算出しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員の報酬額の範囲内で、各監査等委員の報酬額を、監査等委員の協議によって決定しております。

d 役員報酬制度の詳細

イ 役員報酬ポリシー

外部人材市場・内部公平性・経営状況を勘案し、公正かつ競争力のある報酬水準とする

業績向上を動機づけるため、業績連動性の高い報酬構成とする

株主様との利害共有のため、株主価値との連動性の高い株式報酬制度とする

経営戦略を踏まえた業績指標を選定し、挑戦的かつ達成可能な目標設定とする

客観性・透明性のある報酬制度及び報酬決定プロセスとする

ロ 報酬水準

外部専門機関による客観的な報酬データを用いて市場全体及び事業・人材獲得で競合する企業群の双方と比較した上で、内部公平性・経営状況を総合的に勘案して公正かつ競争力のある水準としております。

ハ 報酬構成

業績との連動性・株主様との利害共有性の高い制度とするため、標準業績評価時の報酬構成はいずれの役位においても基本報酬：単年度賞与：株式報酬の比率を概ね1：1：1としております。（例としてCEOのものを記載）



二 報酬制度の内容

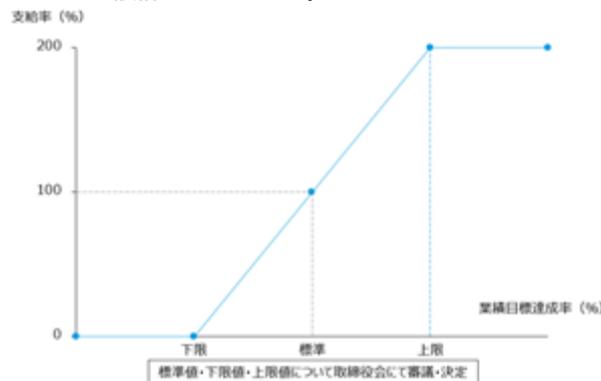
職責に応じた堅実な職務遂行の促進を目的とした「基本報酬」、単年度の目標達成への動機づけを目的とした「単年度賞与」、中長期的な企業価値向上への動機づけ・株主様との利害共有を目的とした「株式報酬」を導入しております。

報酬の種類		目的	業績指標	業績評価期間	報酬の内容
基本報酬	固定	・ 職責に応じた堅実な職務遂行の促進	-	-	・ 職責に応じて報酬水準を決定する報酬テーブルに基づいて決定した額を毎月支給
単年度賞与	変動	・ 単年度の目標達成への動機づけ	・ 連結売上高 ・ 連結営業利益 ・ 事業売上高 ・ 事業営業利益	単年	・ 報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議された算出方法に基づき、単年度の業績によって支給率を0～200%で変動
			・ 個人評価		・ 報酬委員会で個人業績の評価を行い、支給率を0～200%で変動 * CEO以外はCEOが評価を行い報酬委員会がその内容を確認した上で支給額を決定
株式報酬	変動	・ 中長期的な企業価値向上への動機づけ ・ 株主との利害共有	・ 相対TSR ・ 営業利益CAGR	3年	・ 毎事業年度、株式報酬標準額を株価で除算した数のポイントを付与 ・ 報酬委員会で審議のうえ、取締役会で決議された算出方法に基づき、3年後の業績によってポイント数を0～200%で変動 ・ ポイント数が確定後、退任時にポイントを株式に変換 ・ 自社株保有ガイドラインにより、基本報酬の300%（CEOにおいては600%）に相当する価値の株式数を超えるまでは売却を制限

- (注) 1. 持続的な成長を図るために売上高を、収益性の向上を図るために営業利益を、個々の役員の職責に応じた戦略課題の達成を図るために個人評価を、株主価値の向上を図るために相対TSRを、中長期の利益成長を図るために営業利益CAGRを、それぞれ業績指標として採用しております。
2. 株式報酬の対象者である役員に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象者に対して退任時に株式に変換予定の付与済ポイントの没収及び交付等を行った株式数相当の金銭の返還請求ができるものとしております。
3. 株式報酬として交付を受けた株式は、株式報酬の対象者の地位を退任後1年が経過するときまで株式を継続保有するよう定めております。

ホ 単年度賞与・株式報酬算定方法

標準業績評価時に100%、最高業績評価時に200%、最低業績評価時に0%の支給率となるように、各評価指標に関し、インセンティブカーブを設計しております。



e 役員報酬に関する株主総会決議の概要

役員報酬の限度額等は、2025年9月29日開催予定の第21回定時株主総会において「取締役等に対する株式報酬等の内容の一部改定の件」が決議された場合、以下のとおりとなります。

役位		報酬の種類	報酬限度額	株主総会決議日	当該決議時点の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）	金銭報酬	年額500百万円（社外取締役分を含む）	2020年9月29日	9名（うち社外取締役2名）
		業績連動型株式報酬	<当社が拠出する金員の上限> 2,500百万円/5年 <対象者に交付等される株式等の上限> 325万株/5年	2025年9月29日	5名
	社外取締役	金銭報酬	年額60百万円	2024年9月27日	3名
監査等委員である取締役		金銭報酬	年額60百万円	2020年9月29日	3名

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（人）
		現金報酬	非金銭報酬等	
社内取締役	144	24	119	6
社外取締役（監査等委員を除く）	40	40	-	3
社外取締役（監査等委員）	41	41	-	5

- （注）1.上記のほか、使用人兼務取締役に対し、使用人分給と相当額195百万円を支給しております。
- 2.当期末の取締役（監査等委員を除く）の員数は9名、取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
- 3.非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプションであり、当事業年度の費用計上額を記載しております。割当ての際の条件等は第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容に記載のとおりです。

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)	
				現金報酬	非金銭報酬等
田中 良和	114	取締役	提出会社	24	90

権利行使の条件に定めのある株式報酬型ストック・オプションについて

当社は2021年9月28日開催の第17回定時株主総会において、従来の株式報酬型ストック・オプションに加えて、将来的な時価総額向上へのインセンティブをより高めることを目的とした時価総額条件付ストック・オプションを導入しております。なお、割当対象となる取締役は5名であり、新株予約権の内容は以下のとおりです。

a 新株予約権の総数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、2万個を限度とする。

b 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

c 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該取締役は、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとする。

d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

e 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2021年10月14日から2031年10月13日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

f 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

g 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の割当日から7年以内の特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)がいずれも5千億円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数() - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数()) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値()

() いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ 上記時価総額条件を達成した日から1年間

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ロ 上記の期間の終了後から行使期間の満了日まで

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、上級執行役員もしくはこれに準じる職位ないしはそれ以上にあることを条件とする。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

h 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

i その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び会議等の活動内容

当事業年度の取締役の報酬等の決定過程における取締役会及び報酬検討会議の活動内容は以下のとおりです。

活動日	名称	活動内容
2024年6月24日	報酬委員会	取締役の報酬についての審議
2024年9月27日	取締役会	取締役の報酬についての決議

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

当社は対象企業との長期的・安定的な関係の構築・強化が当社の中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される場合に限り、当該株式の政策保有について検討いたします。

政策保有株式を保有している場合、取締役会にて中長期的な観点から保有目的及び合理性を確認の上、個別銘柄毎に保有の適否を検証するものとします。なお、保有意義の希薄化が認められた場合には、当該保有株式の縮減を検討いたします。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	6	473
非上場株式以外の株式	1	2,380

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社 ブシロード	3,116,000	3,116,000	取引関係の維持・強化のため保有 しております。	無
	2,380	1,199		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年7月1日から2025年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年7月1日から2025年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、四半期毎に行われるセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,788	48,851
売掛金及び契約資産	17,410	17,149
未収入金	2,316	2,075
営業投資有価証券	22,106	20,705
金銭の信託	27,500	35,000
有価証券	-	50
その他	3,214	3,610
貸倒引当金	59	22
流動資産合計	112,276	117,419
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,783	1,612
工具、器具及び備品	370	244
有形固定資産合計	2,154	1,856
無形固定資産		
その他	6	4
無形固定資産合計	6	4
投資その他の資産		
投資有価証券	9,230	9,933
繰延税金資産	2,342	1,111
その他	3,133	2,884
貸倒引当金	356	310
投資その他の資産合計	14,351	13,617
固定資産合計	16,511	15,477
資産合計	128,788	132,897
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	-	9,000
未払法人税等	1,600	796
契約負債	5,037	3,794
賞与引当金	668	521
未払金	6,602	6,497
その他	1,112	992
流動負債合計	15,021	21,602
固定負債		
長期借入金	-	9,000
社債	16,700	7,700
その他	1,536	947
固定負債合計	18,236	17,647
負債合計	33,257	39,250

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	2,362	2,362
利益剰余金	96,443	94,816
自己株式	5,608	5,399
株主資本合計	93,298	91,879
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,431	1,154
為替換算調整勘定	216	4
その他の包括利益累計額合計	1,648	1,150
新株予約権	487	499
非支配株主持分	96	118
純資産合計	95,530	93,647
負債純資産合計	128,788	132,897

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1 61,309	1 57,111
売上原価	27,068	27,902
売上総利益	34,240	29,209
販売費及び一般管理費	2, 3 28,258	2, 3 24,348
営業利益	5,981	4,860
営業外収益		
受取利息	117	232
受取配当金	15	70
為替差益	1,170	-
暗号資産評価益	22	19
その他	21	15
営業外収益合計	1,347	338
営業外費用		
支払利息	160	190
為替差損	-	1,246
支払手数料	31	1
その他	13	1
営業外費用合計	205	1,439
経常利益	7,123	3,760
特別利益		
投資有価証券売却益	72	77
その他	0	-
特別利益合計	72	77
特別損失		
固定資産除却損	21	0
投資有価証券評価損	-	86
関係会社株式売却損	-	102
その他	-	4
特別損失合計	21	193
税金等調整前当期純利益	7,174	3,644
法人税、住民税及び事業税	2,610	1,462
法人税等調整額	21	1,034
法人税等合計	2,589	2,496
当期純利益	4,585	1,148
非支配株主に帰属する当期純損失()	44	46
親会社株主に帰属する当期純利益	4,630	1,194

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
当期純利益	4,585	1,148
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,138	628
為替換算調整勘定	150	221
持分法適用会社に対する持分相当額	912	904
その他の包括利益合計	1,750	1,497
包括利益	4,509	650
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,554	696
非支配株主に係る包括利益	44	46

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	2,365	93,690	5,836	90,319
当期変動額					
剰余金の配当			1,877		1,877
親会社株主に帰属する当期純利益			4,630		4,630
自己株式の処分				228	228
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	2,752	228	2,978
当期末残高	100	2,362	96,443	5,608	93,298

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	1,657	66	1,724	454	51	92,549
当期変動額						
剰余金の配当						1,877
親会社株主に帰属する当期純利益						4,630
自己株式の処分						228
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	226	150	75	32	45	1
当期変動額合計	226	150	75	32	45	2,980
当期末残高	1,431	216	1,648	487	96	95,530

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	2,362	96,443	5,608	93,298
当期変動額					
剰余金の配当			2,822		2,822
親会社株主に帰属する当期純利益			1,194		1,194
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				208	208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,627	208	1,418
当期末残高	100	2,362	94,816	5,399	91,879

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	1,431	216	1,648	487	96	95,530
当期変動額						
剰余金の配当						2,822
親会社株主に帰属する当期純利益						1,194
自己株式の取得						0
自己株式の処分						208
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	276	221	497	11	21	464
当期変動額合計	276	221	497	11	21	1,882
当期末残高	1,154	4	1,150	499	118	93,647

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,174	3,644
減価償却費	343	305
受取利息及び受取配当金	133	303
支払利息	160	190
為替差損益(は益)	567	453
投資有価証券売却損益(は益)	72	77
営業投資有価証券の増減額(は増加)	1,584	390
投資有価証券評価損益(は益)	-	86
売上債権の増減額(は増加)	284	273
未収入金の増減額(は増加)	17	251
貸倒引当金の増減額(は減少)	90	81
預け金の増減額(は増加)	108	109
前払費用の増減額(は増加)	189	171
長期前払費用の増減額(は増加)	24	12
未払金の増減額(は減少)	576	83
未払消費税等の増減額(は減少)	37	66
契約負債の増減額(は減少)	882	1,243
その他	365	136
小計	5,756	3,063
利息及び配当金の受取額	133	303
利息の支払額	155	183
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,232	2,507
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,502	674
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	138	6
投資有価証券の取得による支出	372	29
投資有価証券の売却による収入	284	373
関係会社株式の売却による収入	39	-
関係会社貸付けによる支出	-	15
敷金の差入による支出	3	4
敷金の回収による収入	173	1
その他	7	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	23	312
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	6,000	-
社債の償還による支出	5,000	-
長期借入れによる収入	-	9,000
自己株式の取得による支出	-	0
配当金の支払額	1,973	2,959
その他	25	16
財務活動によるキャッシュ・フロー	999	6,023
現金及び現金同等物に係る換算差額	515	398
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,994	6,613
現金及び現金同等物の期首残高	74,293	77,288
現金及び現金同等物の期末残高	1 77,288	1 83,901

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社名

株式会社WFS

株式会社グリー

REALITY株式会社

グリーエンターテインメント株式会社

グリーエックス株式会社

当連結会計年度において、株式会社グリー、GREE Capital US, LLC及びGREE Studios株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であった株式会社ポケラボは連結子会社である株式会社WFSを、連結子会社であったQUANT株式会社は連結子会社であるグリーライフスタイル株式会社を、連結子会社であったジョブダ株式会社、REALITY XR cloud株式会社及びリミア株式会社は連結子会社であるグリーエックス株式会社を、それぞれ存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、Glossom株式会社は2025年2月1日付けでグリーエックス株式会社へ商号変更をしております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

グリービジネスオペレーションズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社等の名称

AT-II 投資事業有限責任組合

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

グリービジネスオペレーションズ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、STRIVE株式会社及びGREE LP Fund US I, LPの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．顧客に対するアイテム課金に関わる収益

当社グループにおいて運営する「GREE」で配信しているゲームや他社プラットフォームで配信している各種スマートフォンゲーム等及びスマートフォン向けメタバース「REALITY」について、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、アプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ．ライセンス収益

当社グループは、ゲーム配信権等の許諾を行っております。当該ゲーム配信権等の許諾に係る顧客からのライセンス収益については、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質がライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利であるとみなし、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ．業務受託契約に関わる収益

当社グループは、ソフトウェア受託開発を行っております。当受託開発による顧客に対する履行義務は、顧客との契約内容に基づいて請負契約は成果物の提供を、委任契約は役務提供をそれぞれ履行義務として識別しております。進捗部分について進捗度を合理的に見積もることができる請負契約については、原価総額の見積額に対する各報告期間の期末日までに発生した発生原価の割合によって算出した進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。委任契約については、契約期間に対する役務提供の経過期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

非上場株式の評価

当社の連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
営業投資有価証券(非上場株式)	1,760	2,005
営業投資有価証券 (投資事業有限責任組合等への出資)	20,310	18,673
投資有価証券(非上場株式)	2,506	2,052

2. 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っています。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに、減損処理を行います。

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益を構成する重要な要素であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
売掛金	7,260百万円	6,930百万円
契約資産	150百万円	218百万円

2 非連結子会社及び関連会社等に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
営業投資有価証券(投資事業組合出資金)	6,470百万円	3,936百万円
投資有価証券(株式等)	346百万円	59百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,011百万円	1,298百万円

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
当座貸越極度額	17,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	17,000百万円	17,000百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
給料及び手当	3,280百万円	2,886百万円
支払手数料	11,184百万円	8,475百万円
広告宣伝費	4,483百万円	3,875百万円

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
	827百万円	1,088百万円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,682百万円	964百万円
組替調整額	- 百万円	3百万円
法人税等及び税効果調整前	1,682百万円	960百万円
法人税等及び税効果額	543百万円	332百万円
その他有価証券評価差額金	1,138百万円	628百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	150百万円	221百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
法人税等及び税効果調整前	150百万円	221百万円
法人税等及び税効果額	- 百万円	- 百万円
為替換算調整勘定	150百万円	221百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	912百万円	904百万円
その他の包括利益合計	75百万円	497百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	179,749,700	-	-	179,749,700
合計	179,749,700	-	-	179,749,700
自己株式				
普通株式(株)(注)	9,094,269	-	379,495	8,714,774
合計	9,094,269	-	379,495	8,714,774

(注) 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式(当連結会計年度期首8,675,042株、当連結会計年度末8,295,547株)を含めて記載しております。

(変動事由の概要)

(注) 減少数の内容は以下のとおりであります。

E S O P信託口による当社株式の売却による減少	311,928株
B I P信託口による当社株式の売却による減少	67,567株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	487
合計		-	-	-	-	-	487

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年8月3日 取締役会	普通株式	1,877	11.0	2023年6月30日	2023年8月24日

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式への配当金95百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,822	16.5	2024年6月30日	2024年8月22日

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式への配当金136百万円を含めておりません。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	179,749,700	-	-	179,749,700
合計	179,749,700	-	-	179,749,700
自己株式				
普通株式（株）（注）	8,714,774	81	313,942	8,400,913
合計	8,714,774	81	313,942	8,400,913

（注）普通株式の自己株式の株式数には、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式（当連結会計年度期首8,295,547株、当連結会計年度末7,981,605株）を含めて記載しております。

（変動事由の概要）

（注）増加数の内容は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 81株

（注）減少数の内容は以下のとおりであります。

E S O P 信託口による当社株式の売却による減少 171,851株

B I P 信託口による当社株式の売却による減少 142,091株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	499
合計		-	-	-	-	-	499

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年8月1日 取締役会	普通株式	2,822	16.5	2024年6月30日	2024年8月22日

（注）配当金の総額には、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式への配当金136百万円を含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年8月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,484	14.5	2025年6月30日	2025年8月21日

（注）配当金の総額には、株式付与 E S O P 信託口及び役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式への配当金115百万円を含めておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	49,788百万円	48,851百万円
金銭の信託	27,500百万円	35,000百万円
有価証券	- 百万円	50百万円
現金及び現金同等物	77,288百万円	83,901百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
1年内	1,073	1,071
1年超	1,785	714
合計	2,859	1,785

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に自己資金、社債及び長期借入金で賄っており、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。当社グループは、投資事業として非上場株式及び投資事業有限責任組合等への投資を行っております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、投資事業有限責任組合等への投資は主にグリーキャピタルマネジメント株式会社より行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

金銭の信託は合同運用指定金銭の信託等であり発行体の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合出資であります。これらは、信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は、固定金利無担保のみであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

金銭の信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、満期保有目的の債券は格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。業務提携に関する株式及び投資事業組合出資は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 営業投資有価証券			
その他有価証券	34	34	-
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	5,500	5,419	80
その他有価証券	1,224	1,224	-
資産計	6,759	6,678	80
(1) 社債	16,700	16,553	146
負債計	16,700	16,553	146

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「金銭の信託」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2024年6月30日)
営業投資有価証券(非上場株式)	1,760
営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	20,310
投資有価証券(非上場株式)	2,506

当連結会計年度（2025年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)営業投資有価証券			
その他有価証券	25	25	-
(2)投資有価証券			
満期保有目的の債券	5,500	5,421	78
その他有価証券	2,380	2,380	-
資産計	7,906	7,828	78
(1)長期借入金	9,000	9,007	7
(2)社債	16,700	16,557	142
負債計	25,700	25,564	135

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「金銭の信託」、「有価証券」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2025年6月30日)
営業投資有価証券(非上場株式)	2,005
営業投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	18,673
投資有価証券(非上場株式)	2,052

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	49,788	-	-	-
売掛金	7,260	-	-	-
未収入金	2,316	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	5,500	-	-
合計	59,364	5,500	-	-

当連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	48,850	-	-	-
売掛金	6,930	-	-	-
未収入金	2,075	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	1,500	4,000	-	-
合計	59,357	4,000	-	-

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	9,000	6,000	1,700	-	-

当連結会計年度(2025年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	-	3,000	-	6,000	-
社債	9,000	6,000	1,700	-	-	-
合計	9,000	6,000	4,700	-	6,000	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

前連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	34	-	-	34
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,224	-	-	1,224
資産計	1,259	-	-	1,259

当連結会計年度（2025年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	25	-	-	25
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,380	-	-	2,380
資産計	2,406	-	-	2,406

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債
 前連結会計年度(2024年6月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	5,419	-	5,419
資産計	-	5,419	-	5,419
社債	-	16,553	-	16,553
負債計	-	16,553	-	16,553

当連結会計年度(2025年6月30日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	5,421	-	5,421
資産計	-	5,421	-	5,421
長期借入金	-	9,007	-	9,007
社債	-	16,557	-	16,557
負債計	-	25,564	-	25,564

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	5,500	5,419	80
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,500	5,419	80
合計		5,500	5,419	80

当連結会計年度(2025年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	5,500	5,421	78
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,500	5,421	78
合計		5,500	5,421	78

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	1,224	932	291
	その他	-	-	-
	小計	1,224	932	291
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	34	34	-
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	34	34	-
合計		1,259	967	291

当連結会計年度(2025年6月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	25	13	12
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	2,380	928	1,452
	その他	-	-	-
	小計	2,406	941	1,464
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)営業投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	-	-	-
	(2)投資有価証券に属するもの			
	株式	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,406	941	1,464

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)営業投資有価証券に属するもの			
株式	-	-	-
債券			
イ. 国債・地方債等	-	-	-
ロ. 社債	-	-	-
ハ. その他	-	-	-
その他	-	-	-
(2)投資有価証券に属するもの			
株式	134	72	-
債券			
イ. 国債・地方債等	-	-	-
ロ. 社債	-	-	-
ハ. その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	134	72	-

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)営業投資有価証券に属するもの			
株式	-	-	-
債券			
イ. 国債・地方債等	-	-	-
ロ. 社債	-	-	-
ハ. その他	-	-	-
その他	-	-	-
(2)投資有価証券に属するもの			
株式	347	77	102
債券			
イ. 国債・地方債等	-	-	-
ロ. 社債	-	-	-
ハ. その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	347	77	102

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について231百万円（その他有価証券の株式231百万円（営業投資有価証券231百万円））減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について529百万円（その他有価証券の株式529百万円（営業投資有価証券443百万円、投資有価証券86百万円））減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等以外の有価証券の減損処理にあたりましては、連結会計年度末における時価が、取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、非上場株式の減損処理にあたりましては、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、175百万円であります。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、159百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
販売費及び一般管理費	32百万円	11百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 253,000株
付与日	2015年10月15日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2015年10月15日から権利確定日まで
権利行使期間	2015年10月15日から2025年10月14日まで

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 166,700株
付与日	2016年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2016年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2016年10月14日から2026年10月13日まで

第9回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 367,700株
付与日	2017年10月13日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2017年10月13日から権利確定日まで
権利行使期間	2017年10月13日から2027年10月12日まで

第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 294,400株
付与日	2018年10月12日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2018年10月12日から権利確定日まで
権利行使期間	2018年10月12日から2028年10月11日まで

第11回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 195,000株
付与日	2019年10月11日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2019年10月11日から権利確定日まで
権利行使期間	2019年10月11日から2029年10月10日まで

第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 180,000株
付与日	2020年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2020年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2020年10月14日から2030年10月13日まで

第13回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 1,197,000株
付与日	2021年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2021年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2021年10月14日から2031年10月13日まで

第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 91,200株
付与日	2021年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2021年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2021年10月14日から2031年10月13日まで

	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 124,300株
付与日	2022年10月14日
権利確定条件	権利行使時において、当社の役員、従業員、委任・請負等の継続的な契約関係又は提携関係にあるものであることを要する。また、その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2022年10月14日から権利確定日まで
権利行使期間	2022年10月14日から2032年10月13日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権	第10回 新株 予約権	第11回 新株 予約権	第12回 新株 予約権	第13回 新株 予約権	第14回 新株 予約権	第15回 新株 予約権
権利確定前 (株)									
前連結会計 年度末	-	-	-	-	-	-	1,197,000	22,800	62,200
付与	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	22,800	31,100
未確定残	-	-	-	-	-	-	1,197,000	-	31,100
権利確定後 (株)									
前連結会計 年度末	113,500	73,100	106,900	105,200	99,500	126,000	-	49,900	62,100
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	22,800	31,100
権利行使	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	113,500	73,100	106,900	105,200	99,500	126,000	-	72,700	93,200

単価情報

	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権	第10回 新株 予約権	第11回 新株 予約権	第12回 新株 予約権	第13回 新株 予約権	第14回 新株 予約権	第15回 新株 予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価 (円)	57,200	53,300	76,600	48,200	45,800	50,000	82,700	81,000	77,700

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、時価総額条件付株式報酬型ストック・オプションについては、権利確定条件等を考慮し、権利不確定による失効数を見積もっております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年 6月30日)	当連結会計年度 (2025年 6月30日)
繰延税金資産		
契約負債	784百万円	607百万円
未払事業税	104百万円	29百万円
減価償却超過額	462百万円	553百万円
賞与引当金	220百万円	176百万円
投資有価証券	881百万円	917百万円
関係会社株式	243百万円	329百万円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	1,790百万円	2,256百万円
繰越外国税額控除	24百万円	- 百万円
その他	748百万円	727百万円
繰延税金資産小計	5,260百万円	5,596百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	1,277百万円	2,189百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,276百万円	1,548百万円
評価性引当額小計 (注) 1	2,554百万円	3,738百万円
繰延税金資産合計	2,706百万円	1,858百万円
繰延税金負債		
未収事業税	40百万円	22百万円
その他有価証券評価差額金	744百万円	585百万円
その他	228百万円	212百万円
繰延税金負債合計	1,014百万円	819百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債 () の純額	1,692百万円	1,038百万円

(注) 1 . 評価性引当額が1,184百万円増加しております。当該変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金が増加したことによるものになります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年 6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (3)	18	237	144	-	134	1,254	1,790
評価性引当額	-	205	143	-	89	839	1,277
繰延税金資産	18	32	0	-	45	415	(4) 512

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(4) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度 (2025年 6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (3)	230	124	-	99	113	1,688	2,256
評価性引当額	230	124	-	99	105	1,629	2,189
繰延税金資産	-	-	-	-	7	58	(4) 66

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(4) 税務上の繰越欠損金について、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当連結会計年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	34.6%
(調整)	会計適用後の法人税等の	
永久差異項目	負担率との間の差異が法	2.0%
評価性引当額の増減	定実効税率の100分の5	32.5%
過年度法人税等	以下であるため注記を省	0.0%
連結子会社との税率差異	略しております。	1.6%
その他		1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		68.5%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は10百万円増加し、法人税等調整額が24百万円減少し、その他有価証券評価差額金が13百万円減少しております。

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	ゲーム事業	メタバース事業	IP事業	DX事業	投資事業	計		
有料課金収入	40,170	6,460	100	-	-	46,731	-	46,731
業務受託収入	2,227	219	-	3,422	-	5,870	-	5,870
ライセンス収入	7	-	1,500	-	-	1,507	-	1,507
投資収入	-	-	-	-	494	494	-	494
その他	659	540	169	3,107	-	4,476	85	4,561
顧客との契約から生じる収益	43,064	7,221	1,770	6,530	494	59,080	85	59,166
その他の収益(注1)	-	-	-	-	2,143	2,143	-	2,143
外部顧客への売上高	43,064	7,221	1,770	6,530	2,638	61,224	85	61,309

(注)1. その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。

2. 「注記事項(セグメント情報等)セグメント情報 1. 報告セグメントの概要(報告セグメントの変更に關する事項)」に記載の変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	ゲーム事業	メタバース事業	IP事業	DX事業	投資事業	計		
有料課金収入	33,859	6,945	0	-	-	40,805	-	40,805
業務受託収入	1,889	-	-	4,691	-	6,581	-	6,581
ライセンス収入	618	-	1,605	-	-	2,224	-	2,224
投資収入	-	-	-	-	1,100	1,100	-	1,100
その他	545	1,303	119	2,035	-	4,004	148	4,153
顧客との契約から生じる収益	36,914	8,248	1,725	6,727	1,100	54,716	148	54,865
その他の収益(注1)	-	-	-	-	2,246	2,246	-	2,246
外部顧客への売上高	36,914	8,248	1,725	6,727	3,346	56,962	148	57,111

(注)1. その他の収益は、主として企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資に係る収益であります。

2. 「注記事項(セグメント情報等)セグメント情報 1. 報告セグメントの概要(報告セグメントの変更に關する事項)」に記載の変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	7,694
顧客との契約から生じた債権（当期末）	7,260
契約資産（当期首）	-
契約資産（当期末）	150
契約負債（当期首）	5,919
契約負債（当期末）	5,037

契約資産は、請負契約において進捗度に応じた収益計上に関わる未請求の対価に対する権利に関するものです。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務並びにゲーム配信許諾等に係る顧客からのライセンス収入の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,699百万円であります。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	金額
顧客との契約から生じた債権（当期首）	7,260
顧客との契約から生じた債権（当期末）	6,930
契約資産（当期首）	150
契約資産（当期末）	218
契約負債（当期首）	5,037
契約負債（当期末）	3,794

契約資産は、請負契約において進捗度に応じた収益計上に関わる未請求の対価に対する権利に関するものです。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務並びにゲーム配信許諾等に係る顧客からのライセンス収入の前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,170百万円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約、及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。

当該残存履行義務は、主にゲーム事業及びIP事業のライセンス収益に関連するものです。2年超の残存履行義務は、今後のライセンス収益の契約期間にわたり収益を認識します。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	663	466
1年超2年以内	324	243
2年超	979	823

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ゲーム事業、メタバース事業、IP事業、DX事業、投資事業を展開しております。

「ゲーム事業」は、WFSでは各種スマートフォンゲームの開発・運営を行い、多数の人気タイトルを国内及びグローバルに配信しており、GREE Studiosではコンシューマゲームの企画・開発を展開しております。また、グリーではソーシャルゲーム向けプラットフォーム「GREE」の運営・開発を行っております。

「メタバース事業」は、スマートフォン向けメタバース「REALITY」の開発・運営や多彩なタレントをマネジメント・プロデュースするVTuber事務所の運営等を行っております。

「IP事業」は、アニメやマンガといったコンテンツ領域でコンシューマ向け及び法人向け事業を幅広く展開しております。

「DX事業」は、長期にわたりインターネット事業を展開する当社グループだからこそできる、マーケティング領域を中心としたクライアント企業のDX支援や各種SaaSの展開等を行っております。

「投資事業」は、「ベンチャーキャピタル投資」「スタートアップ投資」の2つを通じて、日本国内並びに海外のインターネット・IT領域を中心に投資し、ITによるイノベーションに貢献し、新たな価値創造に取り組んでおります。

(報告セグメントの変更に関する事項)

当社グループは、従来「ゲーム・アニメ事業」、「メタバース事業」、「DX事業」、「コマース事業」、「投資事業」、「その他」に区分しておりましたが、2024年7月1日付けでコマース事業本部をDX事業本部に統合する組織変更を行ったことに伴い、当連結会計年度より「コマース事業」を「DX事業」に統合して区分することといたしました。

また、2025年4月1日付けでIP事業本部を設立したことに伴い、当連結会計年度より「ゲーム・アニメ事業」で展開してきたアニメ・ライセンス関連事業及び報告セグメント外の「その他」に含めていたマンガ関連事業を新設した「IP事業」に区分することといたしました。さらに、「ゲーム・アニメ事業」について事業内容をより適正に表示するため「ゲーム事業」へ名称を変更いたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報
 前連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	連結財 務諸表 計上額
	ゲーム 事業	メタバ ース事 業	IP事業	DX事業	投資事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	43,064	7,221	1,770	6,530	2,638	61,224	85	61,309	-	61,309
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4	24	41	306	-	376	66	442	442	-
計	43,068	7,245	1,811	6,836	2,638	61,600	151	61,752	442	61,309
セグメント利益 又は損失() (注1)	6,544	206	160	940	88	7,762	130	7,892	1,910	5,981
その他の項目 減価償却費	11	69	-	11	12	105	-	105	238	343

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規開発事業等が含まれており
 ます。
 3. セグメント利益又は損失()の調整額 1,910百万円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属し
 ない一般管理費であります。
 4. セグメント資産の金額は、当社グループでは報告セグメントに資産を配分していないため、開示しており
 ません。

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注2)	合計	調整額 (注3)	連結財 務諸表 計上額
	ゲーム 事業	メタバ ース事 業	IP事業	DX事業	投資事業	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	36,914	8,248	1,725	6,727	3,346	56,962	148	57,111	-	57,111
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	22	27	11	313	-	375	159	535	535	-
計	36,936	8,276	1,737	7,041	3,346	57,338	308	57,646	535	57,111
セグメント利益 又は損失() (注1)	4,596	660	282	922	413	6,048	175	6,223	1,362	4,860
その他の項目 減価償却費	4	44	-	10	0	59	-	59	245	305

- (注) 1. セグメント利益又は損失()の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。
 2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規開発事業等が含まれており
 ます。
 3. セグメント利益又は損失()の調整額 1,362百万円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属し
 ない一般管理費であります。
 4. セグメント資産の金額は、当社グループでは報告セグメントに資産を配分していないため、開示しており
 ません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	有料課金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	46,731	14,577	61,309

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	その他	合計
52,126	9,183	61,309

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.	18,613
Google Inc.	15,583

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	有料課金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	40,805	16,305	57,111

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	その他	合計
49,757	7,354	57,111

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.	13,412
Google Inc.	12,446

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 セコイア (注1)	東京都 港区	3	不動産投資及び有 価証券投資	被所有 直接 53.6	従業員の 出向	出向料の 受取 (注2)	18	未収入 金	1

(注) 1. 当社代表取締役会長兼社長田中良和が議決権の100%を直接保有しております。

2. 出向料の受取については、出向契約書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

(2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	株式会社 セコイア (注1)	東京都 港区	3	不動産投資及び有 価証券投資	被所有 直接 53.6	従業員の 出向	出向料の 受取 (注2)	29	未収入 金	3

(注) 1. 当社代表取締役会長兼社長田中良和が議決権の100%を直接保有しております。

2. 出向料の受取については、出向契約書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け取っております。

(2) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

2. 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はAT- 投資事業有限責任組合であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	AT- 投資事業有限責任組合	
	前連結会計年度	当連結会計年度
資産合計	-	2,249
純資産合計	-	2,249
投資収益	-	4,648
税引前当期純利益	-	3,492
当期純利益	-	3,492

(注) AT- 投資事業有限責任組合は、重要性が増したため、当連結会計年度から重要な関連会社としております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
1株当たり純資産額	555円13銭	1株当たり純資産額	542円93銭
1株当たり当期純利益金額	27円10銭	1株当たり当期純利益金額	6円98銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26円79銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6円90銭

1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当連結会計年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	4,630	1,194
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	4,630	1,194
普通株式の期中平均株式数(千株)	170,862	171,197
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,956	1,993
(うち新株予約権)	(1,956)	(1,993)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	-	-

(注) 普通株式の期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を控除し算定しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
グリーホールディングス(株)	第2回特定社債間限定同順位特約付無担保社債	2020年11月19日	3,000	3,000	0.85	なし	2025年11月19日
グリーホールディングス(株)	第3回特定社債間限定同順位特約付無担保社債	2022年7月14日	6,000	6,000	0.90	なし	2025年7月14日
グリーホールディングス(株)	第4回特定社債間限定同順位特約付無担保社債	2022年7月14日	1,700	1,700	1.20	なし	2027年7月14日
グリーホールディングス(株)	第5回特定社債間限定同順位特約付無担保社債	2023年11月22日	6,000	6,000	1.30	なし	2026年11月20日
合計	-	-	16,700	16,700	-	-	-

(注) 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
9,000	6,000	1,700	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	12	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	9,000	1.11%	2028年～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	12	9,000	-	-

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	3,000	-	6,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	12,941	28,520	43,136	57,111
税金等調整前中間(当期)(四半期)純利益又は税金等調整前中間(当期)(四半期)純損失()(百万円)	1,426	2,120	2,748	3,644
親会社株主に帰属する中間(当期)(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)(四半期)純損失()(百万円)	1,644	955	900	1,194
1株当たり中間(当期)(四半期)純利益又は1株当たり中間(当期)(四半期)純損失()(円)	9.61	5.58	5.26	6.98

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	9.61	15.19	0.32	1.72

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,810	46,699
売掛金	1,973	1,122
未収入金	1,156	1,473
金銭の信託	27,500	35,000
その他	1,739	1,783
貸倒引当金	23	-
流動資産合計	77,561	84,079
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,703	1,536
構築物	11	9
工具、器具及び備品	310	225
有形固定資産合計	2,024	1,770
無形固定資産		
ソフトウェア	0	-
無形固定資産合計	0	-
投資その他の資産		
投資有価証券	7,173	8,354
関係会社株式	1,865	446
関係会社長期貸付金	13,354	13,467
繰延税金資産	1,037	270
その他	1,178	1,168
貸倒引当金	7,081	5,775
投資その他の資産合計	17,528	17,931
固定資産合計	19,553	19,702
資産合計	97,114	103,782

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	-	9,000
未払金	1 2,072	1 1,298
未払法人税等	506	-
契約負債	1,692	1,082
預り金	1 10,377	1 8,338
賞与引当金	390	279
その他	447	330
流動負債合計	15,486	20,328
固定負債		
長期借入金	-	9,000
社債	16,700	7,700
資産除去債務	790	798
関係会社事業損失引当金	13	12
その他	42	25
固定負債合計	17,545	17,536
負債合計	33,032	37,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	2,365	2,365
資本剰余金合計	2,365	2,365
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	66,560	67,415
利益剰余金合計	66,560	67,415
自己株式	5,608	5,399
株主資本合計	63,417	64,480
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	177	937
評価・換算差額等合計	177	937
新株予約権	487	499
純資産合計	64,082	65,917
負債純資産合計	97,114	103,782

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	2,961	2,601
売上原価	2,332	2,198
売上総利益	6,297	4,023
販売費及び一般管理費	1,251	1,220
営業利益	1,135	1,814
営業外収益		
受取利息	212	224
受取配当金	2,479	2,836
為替差益	289	-
貸倒引当金戻入益	-	1,265
その他	11	12
営業外収益合計	5,212	4,356
営業外費用		
支払利息	216	219
為替差損	-	415
貸倒引当金繰入額	293	-
関係会社事業損失引当金繰入額	13	-
支払手数料	31	1
営業外費用合計	504	616
経常利益	5,843	5,554
特別利益		
投資有価証券売却益	18	-
特別利益合計	18	-
特別損失		
投資有価証券評価損	40	-
関係会社株式評価損	-	1,232
関係会社株式売却損	-	102
固定資産除却損	9	-
その他	-	4
特別損失合計	50	1,339
税引前当期純利益	5,811	4,214
法人税、住民税及び事業税	990	259
法人税等調整額	41	346
法人税等合計	1,031	605
当期純利益	4,779	3,609

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	1,434	43.2	630	31.7
経費		1,885	56.8	1,358	68.3
売上原価		3,320	100.0	1,989	100.0

1. 主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
経費の主要な内訳は次のとおりであります。	経費の主要な内訳は次のとおりであります。
賃借料 723百万円	賃借料 388百万円
業務委託費 776百万円	業務委託費 504百万円
減価償却費 137百万円	減価償却費 64百万円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100	2,365	2,365	63,657	63,657	5,836	60,286
当期変動額							
剰余金の配当				1,877	1,877		1,877
当期純利益				4,779	4,779		4,779
自己株式の処分						228	228
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	2,902	2,902	228	3,131
当期末残高	100	2,365	2,365	66,560	66,560	5,608	63,417

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	960	960	454	61,701
当期変動額				
剰余金の配当				1,877
当期純利益				4,779
自己株式の処分				228
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	782	782	32	750
当期変動額合計	782	782	32	2,381
当期末残高	177	177	487	64,082

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100	2,365	2,365	66,560	66,560	5,608	63,417
当期変動額							
剰余金の配当				2,822	2,822		2,822
当期純利益				3,609	3,609		3,609
自己株式の取得						0	0
自己株式の処分						208	208
会社分割による増加				67	67		67
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	854	854	208	1,063
当期末残高	100	2,365	2,365	67,415	67,415	5,399	64,480

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	177	177	487	64,082
当期変動額				
剰余金の配当				2,822
当期純利益				3,609
自己株式の取得				0
自己株式の処分				208
会社分割による増加				67
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	760	760	11	772
当期変動額合計	760	760	11	1,835
当期末残高	937	937	499	65,917

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(2~5年)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財務状況等を勘案して、当該損失見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 子会社からの経営指導料に関わる収益

当社における経営指導料に関わる収益は、子会社への契約内容に応じた受託業務の提供に応じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり受託業務の提供に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 受取配当金

配当における収益は、配当金の効力発生日をもって認識しております。

なお、2025年1月1日付けで会社分割により持株会社体制に移行しており、移行前の収益及び費用の計上基準は、上記(1)及び下記(3)であります。

(3) 顧客に対するアイテム課金に関わる収益

当社において運営する「GREE」で配信しているゲーム及び他社プラットフォームで配信している各種アプリゲームについて、アイテム課金等の方法により運営を行っております。アイテム課金については、顧客であるユーザーが当該アイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、アプリ内アイテムを購入した時点以降のアイテム使用期間を見積り、当該見積期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

非上場株式の評価

当社の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
投資有価証券(非上場株式)	473	473

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
短期金銭債権	1,418百万円	1,518百万円
短期金銭債務	10,497百万円	8,725百万円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
当座貸越極度額	17,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	-百万円	-百万円
差引額	17,000百万円	17,000百万円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度73%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
賞与引当金繰入額	120百万円	34百万円
減価償却費	108百万円	12百万円
支払手数料	1,099百万円	509百万円
消耗品費	873百万円	234百万円
業務委託費	571百万円	224百万円

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	1,345百万円	1,496百万円
営業費用	870百万円	533百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,795百万円	2,790百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式397百万円、関連会社株式49百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,528百万円、関連会社株式336百万円)は、市場価格のない株式等にあたるため、時価は記載しておりません。なお、減損処理を行い、関係会社株式評価損1,232百万円を計上しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,346百万円	1,897百万円
契約負債	480百万円	379百万円
未払事業税	56百万円	-百万円
減価償却超過額	199百万円	64百万円
株式報酬費用	68百万円	90百万円
投資有価証券	187百万円	187百万円
関係会社株式	9,515百万円	9,666百万円
その他	727百万円	639百万円
繰延税金資産小計	13,582百万円	12,926百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	12,221百万円	11,928百万円
評価性引当額小計	12,221百万円	11,928百万円
繰延税金資産合計	1,360百万円	997百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	93百万円	514百万円
その他	228百万円	212百万円
繰延税金負債合計	322百万円	727百万円
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	1,037百万円	270百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
永久差異項目	20.3%	17.9%
評価性引当額の増減	5.6%	3.4%
過年度法人税等	2.7%	0.5%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	-	0.3%
その他	6.4%	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.8%	14.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は0百万円増加し、法人税等調整額が13百万円減少し、その他有価証券評価差額金が12百万円減少しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年8月22日開催の取締役会に基づき、2025年1月1日付けで会社分割により持株会社体制へ移行し、当社が営むGREE Platform事業、開発共通部門の一部及びそれらに関して有する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務の一部を、分割準備会社として設立した株式会社グリーンに承継するとともに、商号を「グリーン株式会社」から「グリーンホールディングス株式会社」に変更いたしました。

1 取引の概要

(1) 対象となった事業の内容

GREE Platform事業、開発共通部門の一部

(2) 企業結合日

2025年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社100%子会社である株式会社グリーンを吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：グリーンホールディングス株式会社

承継会社：株式会社グリーン

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションとして掲げ、インターネットの新たな可能性を開拓することを通じて、世の中に新しい価値を提供し続けていくことを目指しております。変化の激しいインターネット業界において、今後、事業環境の変化がこれまで以上に大規模かつ速い速度で進行していくことが想定されるなか、持続的成長及び企業価値向上を実現することを目的として、持株会社体制に移行いたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 2 財務諸表等(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	当期末 取得価額
有形固定資産	建物	1,703	-	-	166	1,536	475	2,012
	構築物	11	-	-	1	9	2	12
	工具、器具及び備品	310	-	0	85	225	695	921
	計	2,024	-	0	253	1,770	1,174	2,945
無形固定資産	ソフトウェア	0	-	-	0	-	-	-
	計	0	-	-	0	-	-	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7,104	2,868	4,197	5,775
賞与引当金	390	279	390	279
関係会社事業損失引当金	13	12	13	12

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行ないます。 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載を行ないます。なお、電子公告は当社ウェブサイト上に記載してあります。 公告掲載URL https://hd.gree.net/jp/ja/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社セコイアであります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日) 2024年9月30日関東財務局長に提出

(2) 訂正発行登録書

2024年8月22日関東財務局長に提出

2024年9月24日関東財務局長に提出

2024年10月1日関東財務局長に提出

2025年5月13日関東財務局長に提出

2025年8月6日関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年9月30日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

(第21期中)(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日) 2025年2月6日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2024年8月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号(吸収分割)に基づく臨時報告書

2024年10月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2025年5月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書

2025年8月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2024年9月24日関東財務局長に提出

2024年8月22日に提出いたしました臨時報告書(吸収分割)に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年9月26日

グリーホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原科 博文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 慎吾

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグリーホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、2025年6月30日現在、連結貸借対照表に非上場株式4,058百万円を計上している。</p> <p>会社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っている。投資先企業の事業が計画通りに進捗せず投資時の超過収益力が毀損し、実質価額が著しく下落している場合には減損処理が行われるが、多額の減損処理が必要と判断された場合には、連結財務諸表に及ぼす影響が重要となる。</p> <p>会社グループは、非上場株式の評価において、投資時の超過収益力の毀損の有無に関する判断に当たり、投資先企業の投資時の事業計画の達成状況及び将来の業績に関する見通しを総合的に勘案して検討している。投資先企業の将来の業績に関する見通しにおける重要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益を構成する重要な要素であるが、当該重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とする。</p> <p>以上より、当監査法人は、超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価について、多額の減損処理が必要と判断された場合における金額的重要性が高く、また、投資先企業の事業内容は多岐にわたり経営者による判断が重要な影響を及ぼすため、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該非上場株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質価額の著しい下落の有無に関する判定を含む非上場株式の評価に関する内部統制の整備・運用状況を評価するために、関連証憑の査閲及び内部統制実施者への質問を実施した。 ・非上場株式の実質価額の著しい下落の有無に関する経営者の判断を検討するために、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 一定額以上の投資額の銘柄について投資先企業の投資時の事業計画の達成状況に関して、当該事業計画と投資後の実績を比較した。 投資額の金額的重要性が高く、投資先企業の業績等が事業計画に対して悪化している銘柄について、投資時の事業計画の達成状況を踏まえ、投資時の超過収益力について毀損の有無に関する経営者の判断を評価するために、当該事業計画における将来の業績に関する見通しについて、会社が作成した評価検討資料を査閲し、関連部署への質問や最近の資金調達に用いられた事業計画との比較を実施した。 また、重要な仮定である売上高及び営業利益を構成する重要な要素については、過去実績からの趨勢分析、監査人自らが入手した公表情報等を利用した分析、会社が作成した評価検討資料の裏付けとなる資料との照合を行い、当該仮定を評価した。 加えて、会社グループが追加で投資を行った銘柄については、追加投資の意思決定に至った背景や会社グループ以外での増資引受の状況を理解するため、投資担当者への質問及び追加投資の意思決定に係る議事録の閲覧を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、グリーホールディングス株式会社の2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、グリーホールディングス株式会社が2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

グリーホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原科 博文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 慎吾

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグリーホールディングス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーホールディングス株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価

会社は、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、2025年6月30日現在、貸借対照表に非上場株式473百万円を計上している。当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(超過収益力を見込んで投資した非上場株式の評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。